

【情況】2010年8・9月号

公判をふりかえって

重信房子 (SHIGENOBU FUJI-SAKA)

②短く形式的な控訴審

③弁護側弁論

四 上告

*

- 私は、二〇〇〇年一一月八日、「ハーベグ事件」(註、一九七四年、オランダのハーベグにあるフランス大使館を占拠し、フランスに拘留中の仲間を釈放させた事件)の共謀容疑によつて逮捕され、第一審で懲役二〇年の有罪判決を受けました。その後、第二審も控訴棄却され、現在上告し、最高裁判所の判決を待つところです。
- 私の公判はちょうど二〇〇一年に起つた「九・一一事件」の「反テロ」キャンペーンの時代の中で進められました。
- 検察は、私の逮捕後、國家の威信と面子をかけて、一九七〇年代に「超法規的措置」を二度も強いた日本赤軍に、巧妙な報復的政治弾圧を仕掛けました。
- ①弁護団の努力とカルロス証言
- ①公判をふりかえって
- ②「ハーベグ事件」はPFLPの作戦です
- ③「ハーベグ事件」の手配はいかに作られたのか
- ④違法な取調べによつて作られたK供述調書
- ⑤逮捕後の「ハーベグ事件」証拠づくり
- 二 第一審公判
- ①私の公判に臨む立場
- ②弁護側反証 ライラ・ハリッド他
- ③「ハーベグ事件」前後の事実関係について
- ④公判での検察の手口
- ⑤第一審判決 ハーベグ作戦主体規定の誤認
- 三 事實検証を怠つた控訴審
- ①弁護団の努力とカルロス証言
- ①公判をふりかえって

長年、日本赤軍のリーダーだった私を重刑にしなければ示しがつかないといきまして、検察は躍起になつていきました。「重信は生獄から出すなと言わっている」と、検察上層の意向と圧力を現場検察官が私ばかりか検察側証人にも何度も語っています。

PFLPの作戦です。PFLPのヨーロッパの現場責任者の指揮に沿つて、日本人の実行部隊がオランダのハーグにあるフランス大使館を占拠した事件です。PFLPはこの作戦によって、フランスに拘留されていた当時PFLPのボランティア兵士の日本人の釈放を求めました。

この当時、私たち、まだPFLPの指揮下で闘つており、日本赤軍という独立した組織は結成されていませんでした。検察はそうした事情を無視して、とにかく重刑化を企みました。証拠にもついて逮捕起訴するのではなく、検察の想定図にあわせて証拠の供述書を作り上げるのです。

これは、昔から今に至る警察、検察の常套手段です。後述する現在の「無差別テロ」と意図的に同一視、結びつけて危機を煽つて裁判官に訴えています。検察官は「テロ組織のリーダーだからやったはずだ」と当該事件の事実と何の関係もないエピソードや断片を「状況証拠」として並べ立てて無期懲役を求刑しました。起訴されたら公正な裁判は期待できません。「推定有罪」によって証拠開示も公判も進みます。裁きは裁判官よりも検察官の裁量によって決定されています。訴追権を独占し、起訴有罪率九九%以上という現実は独裁国家の司法のようです。昨年明らかに

せん。冤罪・国策捜査・不当な裁判・重刑判決に対する権利をしっかりと訴えることによって、一方的政治弾圧を正していかなければならぬと思っています。このことによって、国際的に見てひどい立ち遅れにある、日本における「犯罪」被害者、被告、受刑者すべての人権状況を一步でも克服・改善していきたいからです。

日本赤軍は、長い活動の中で、不十分な闘い方や過ちや失敗を犯しています。また、私の逮捕によって、共にあるべき方々に多くの有形無形の被害を与えてしましました。にもかかわらず、逮捕以来多くの支え・励ましの中で、この一〇年近く公判を闘うことができました。謝罪と共に心から感謝しています。

この裁判の最後の機会に、私自身の公判をふり返り、司法の現実を伝え、今後の司法改革の一つの声として記しておきたいと思います。

一 検察・警察による政治弾圧

二〇〇〇年一月八日、私は「ハーグ事件」の「逮捕監禁罪」で緊急逮捕されました。検察・警察当局は、緊急逮捕直後から私に対する重刑をめざしてきました。まさに国策捜査です。何としても重信を犯罪者に仕立て上げようと、事実に基づいた捜査で

はなく、国家に超法規的措置を強いた「日本赤軍」に対する報復と政治的意図による行動で貫していました。

一九八〇年代には、警察庁自身が英語の日本赤軍総覧のパンフレットを作成し、海外の捜査機関に配っていました。その中で、私は、七四年「ハーグ事件」によって手配されていると説明書き

になりました。「足利事件」の冤罪問題も、長い闘いで再審にこぎつけさらに刑事訴訟免訴に抗して闘い刑事補償で名誉回復・実質無罪判決を勝ち取った「横浜事件」も、こうした立ち遅れた司法に風穴を開きました。大きな事件に限らず、こうした冤罪や事実に合わない判決は今もくり返されているのです。厚生労働省の村木元局長の公判でも、検察の物語に合わせて、冤罪が作られている様を示しています。

公安事件や政治犯に対するは、これまで私のみならず他の被告に対しても、偏見と先入観による不当な判決が科されています。先月六月二日にも第一審ですでに無罪となっていた中核派の一九八六年のロケット弾事件を差し戻し、三人の被告に有罪判決を下しました。国家に楯突いたこうした被告には公正な裁きはありません。連合赤軍事件などの無期懲役の受刑者たちは、すでに三八年を超えて獄に繋がれています。無期刑は、刑法に反して、終身刑のごく緩やかな死刑として運用されています。この国では、「犯罪」被害者とその家族も、被告もまた受刑者も、人权が無視されたままです。

世論も事件も検察の意向で作られています。「日本赤軍はあれだけのことをしたのだから、リーダーだつたらやられても当然」というマスコミと検察の足並みを揃えた風潮は、国民に一方的な物語を信じさせてしまいます。国民は一方的な情報を鵜呑みにせざるを得ません。正当な訴えも人々にはなかなか届きません。国家や国際社会に異議申し立てをした者だからと言って、権力の恣意による世論操作や不当な重刑が許されて良いはずはありません。

があり、「EXPECED SENTENCE 5 YEARS」と記載されています。これは「逮捕監禁罪」の刑期の上限を示していました。

ところが、二〇〇〇年一月八日逮捕されて数日後、「殺人未遂罪」という罪名で追起訴しました。この罪名によって、罪を最大化し、無期懲役刑を適用するためです。「重信は、生きて監獄から出すな」の掛け声のもと、「証拠」となるものを探し、補強するための偽りの供述調書作りがはじまりました。七四年の旅券不正使用の共謀罪（これは否認してきました）と、二〇〇〇年逮捕時の旅券不正使用（これは罪を認め謝罪してきました）です。検察当局は、それでは大きな罪に間違いために、「ハーグ事件」を最大化することにしたものです。

しかし、このもともとの「ハーグ事件」の逮捕状 자체が、七〇年代私を指名手配によって非合法化する意図で、七五年に捏造されたものです。当時多くの冤罪事件で左翼が陥れられていた時代のことです。「ハーグ事件」の共謀の名において、どのように警察・検察が政治弾圧を行なつていたかを、まず、明らかにしておきたいと思います。

①「ハーグ事件」はPFLPの作戦です

七〇年代、海外で活動を開始した「アラブ赤軍」「日本赤軍」を名乗る私たちの実態は、日本の公安当局は把握しきっていました。リッダ闘争以降、海外の事件に手を焼き、私たちを封じ込めるために、国内ではパレスチナ連帯運動に加わる者たちに對して極端に弾圧を行なつていました。

そのころ、七四年、パリのオルリー空港で、PFLPの指揮下のボランティアであり、当時の「アラブ赤軍」の日本人一名が逮捕されました（PFLPの指揮下にあった時代の私たちは日本に向かって「アラブ赤軍」と自称していました。PFLPから独立して、「日本赤軍」を結成して活動はじめたのは、「ハーベ事件」の後の七四年一二月のことになります）。これがきっかけとなってその後、ヨーロッパ（以下「在欧」）の多数の日本人が尋問され拘束され、また、追放されるという事態に至りました。これが当時「パリ事件」と呼ばれた事件です。

この事件に対して、当時、日本人ボランティアの政治責任主体であったPFLPは、フランス当局と交渉し、拘束された日本人と所持品の手紙の関係者として逮捕されたトルコ人やドイツ人らの釈放を求めていました。拘束された仲間を平和的にあるいは非平和的に奪還するのはPFLPの政治原則です。

日本人のオルリー空港での逮捕は七四年七月二六日であり、釈放交渉は八月中も続いていたためにフランス当局はこの日本人逮捕を公表していませんでした。八月下旬になって、日本側が日本人逮捕情報をリークした後に交渉は破綻し、日本人ボランティアのYさんは公判にかけられることになりました。こうした水面下の状況を経て、PFLPの指揮の下で、九月一三日、ハーベ作戦が実行されました。日本人は、この作戦の重要な一部であるオランダのハーベにあるフランス大使館の占拠を行ないました。このハーベでの作戦中のオランダ・フランス当局との交渉は、PFLPの現地在欧指揮所が行なうことになっていました。しかし占拠後、占拠部隊と指揮所は分断されて、指示・連携ができなくなりました。

私は、日本を正規に出国し、それまではなんの容疑も受けず、新聞でも「重信房子さん」と「さん」だけで書かれています。この私の「さん」付けのイメージを変える行動が、当局によって、七四年のハーベ事件以降はじまりました。この時、パリの日本大使館に、警察署より出向した若い国松孝次書記官がいました。彼は、フランス当局がオルリー空港でYさんから押収した手紙を外務省を通して即座に日本の警察当局へと送り指示を仰ぎました。国松孝次の警察署長官はこの事件によつて成果を上げて、後の出世へつなげたといわれています。

この「パリ事件」「ハーベ事件」後、七四年一二月に、突如私に逮捕状が出されました。六九年九月の共産主義者同盟赤軍派による「本富士署襲撃事件」への私の関与を捏造しました。そして私の「国際指名手配」を企てました。公安当局は私が日本にいた時から「別件逮捕」をくりかえしていました。そのため、「本富士署襲撃」などというまったく無関係な理由を作るしかなかったのでしょう。私とは関連のないこの事件を捏造するために、當時静かに市民生活をしていた元赤軍派のSさんを逮捕し、偽りの供述調書を書かせて、作りあげた罪名でした。警察国家日本では、当時は別件逮捕・指名手配は自由自在です。しかし海外では、そういう、うまくはいきません。

七〇年代当時のインターポール（ICPO・国際警察協力機構）は、人権宣言の精神に根強く統制されていました。

民族解放闘争や抵抗運動などの、政治的動機に基づいた行為に対する対応は、逮捕したりすることはできませんでした。パレスチナ解放闘争の一翼の下にあり、「日本赤軍」と海外で呼ばれていた

い状況に置かれました。そこで占拠部隊の側から、分断される前の指示に従つてYさんの釈放を要求しました。これはPFLPの

当時の「同志は必ず戦場に連れ戻す」という原則にもとづいて、PFLPの立案・調査・準備・指揮の下で実行された作戦でした（この七ヵ月ほど前にもこの原則にもとづいて、シンガポールの石油基地爆破のPFLP作戦部隊を戦場に帰還させるために在クウェート日本大使館を占拠したのもその例です）。

当時、パレスチナ解放闘争にかかわるゲリラ戦は政治的な活動として扱われており、ハーベ作戦もそうです。エジプト政府の仲介を経て交渉の末、Yさんの釈放と三〇万ドルを獲得して、作戦部隊はシリアのダマスカスに投降しました。これが「ハーベ事件」といわれている作戦です。この「事件」の当事国であるフランスもオランダも、PFLPの作戦とわかっているので、政治的事件として処理し、起訴も手配も行ないませんでした。

②「ハーベ事件」の手配はいかに作られたのか

日本の公安当局は、私たちがどのような環境とどのような仕組みの中で闘っているのかを理解できていませんでした。

しかし、オルリー空港で逮捕されたYさんの所持していた手紙などの押収品から、在欧と在アラブの日本人が緊密に連絡をとっている事実を発見しました。手紙には欧洲で作戦をやろうとしている内容も含まれていました。この押収品の中から、日本の公安当局は、この中心に私がいると確信したようです。当時、他の在欧の日本人はすぐには特定できませんでしたが、私は筆跡ですぐに特定されたためです。

私たちも同様の対象でした。「本富士署襲撃」という国内の政治活動によつて警察署を攻撃して窓ガラスが割れたといふような事件は、インパクトにはなりません。そうした行為は、日常的にヨーロッパや世界の反戦運動の中で起こつたからです。逮捕手配はできませんでした。それゆえ、他にもなんとか事件化を目指していました。国際的には「本富士署襲撃事件」で手配逮捕はできなくとも、国内マスコミを通して私を非合法存在として、「犯罪者」扱いをしていくことには徐々に成功していきました。

日本赤軍はPFLPから独立した組織として、七四年一二月に結成されました。そして、日本赤軍としてパレスチナ、アジア、欧洲の闘う仲間と共に活動を開始しました。こうした矢先の七五年三月、スウェーデンのストックホルムで、日本赤軍の二人の仲間が逮捕され日本に強制送還されました。この二人の日本赤軍の仲間の供述によつて、「ハーベ事件」の一面が知れたのです。もちろんそれは、作戦の全体像ではなく、実行部隊の一員であつたNさんは、自分のかわりの部分を供述しています。またもう一人のKさんは、「ハーベ事件」の際に、予備人員としてヨーロッパに向かい、その後、作戦要員から外れて、アラブに帰還した人物でした。

Kさんは、もともと軍事訓練の短期出張で、私たちのもとに送られて來た当時二歳の青年です。七四年三月にアラブの日本人に合流し、六月末まで訓練して日本に帰國する予定でした。ところが彼の属していた組織の内部事情によつて、まだ戻つてくるな、アラブで待機するようにと指示があつたのです。Kさんは言葉も

できず、アラブの事情も理解していないまま、アラブ赤軍の部外協力者のような活動をしていました。

日本赤軍は「ハーグ事件」のあと、一〇月から一二月まで、在アラブのボランティア仲間、パリ事件でヨーロッパから避難してきた仲間、軍事的部署を担当していた仲間たちの各々の総括会議を経て、一二月に、PFLPから独立した組織として結成されました。こうした総括会議の中で、「ハーグ事件」の占拠実行部隊から闘争の報告も行なわれています。この時、軍事的部署の者たちが集まつた一月の会議に私が参加していたことを理由に、「重信共謀」の「証拠」となる「K供述書」が作られていました。すでに「ハーグ事件」を終えた報告会にもかかわらず、私の「ハーグ事件」への関与をKさんに偽証させて、私の「ハーグ事件」への謀議・共謀罪を作りあげていったのでした。

③違法な取調べによって作られたK供述調書

それは巧妙に行なわれていきました。

占拠実行部隊のNさんは、私が会議に参加して報告を聞いていたこと、そこで私が話したことなど彼が見聞きしたそのままを供述しています(七五年五月一日N供述調書)。

ところが、Kさんは、二月にあったその総括報告会に私が出席していたことを、最初は隠して供述しました(四月二三日K供述書)。Kさんがなぜ隠したのか? バレていないことは隠しておき、取調べ官の意に合わせて最小に供述し、早くこの苦痛から逃れようとした心理と、私のような公安から見た「大物有名人」の話を出すと、自分もさらにヤバくなるのではないかと考えたと、の

ラブ赤軍や日本赤軍の実情にもうとく、総括会議の内容も意義も理解していないのは調書で明らかです。こうした部外者の宙ぶらりんのKさんを、「重信はこう言つたはずだ」「事前に準備にも加わっていたはずだ」とはげしく責め立てました。

Kさんは六月に軍事訓練のアデンからバグダッドに戻っていました。ペイントに居てリビアに出発した私とは一月の総括会議まで会つたことはないにもかかわらず、動搖し、そうかもしれない……と、取調べ官に迎合し、供述を少しずつ曲げられていきました。

これは、冤罪の足利事件のように、本人は次々と陥れられていくのです。「取調べ官によく思われようとした瞬間から敗北が始まると、庄司弁護士が語っていたのを思い出します。取調べは、逮捕というはじめての異常な心理と落胆の中ではじまります。孤立の中で、今の苦しみ・動搖から逃れようとする時、巧妙な供述書のワナにかかるいくのです。供述書は取調べ官が書いて署名捺印させるだけです。取調べる側は経験を積んでおり、どういう一行の供述を引き出せば罪に問えるかわかっているので、そこに供述書をもつて行くように誘導していくのです。裁判官はそうした実態をどれほど理解しているか疑問です。

私が逮捕され、警視庁の留置場雑居房にいた時、同房の人が他の人に注意していたのを思い出します。その人は恋人を嫉妬と怒りで感情的になつて刺したのだと言つていました。「あなたは、感情的に夢中になつてしまい、前後の見境なく刺したのでしょうか? それをしつかり言いなさいよ。警察は『死んでもかまわないと思つただろう?』とくりかえし聞くはず。『はい』と言

ちに検察側証人として出廷した私の公判で、取調べ時の心理を述べています。Kさん自身予備要員であった「ハーグ事件」の関与について調べられており、それで自分も起訴されるかどうかと戦々恐々の時でした。Nさんは、ありのままを率直に話していたために、公安・検察当局はNさんを追及してもそれ以上の供述書は作れませんでした。

Kさんは五月一日ですべての取調べは終わっていたのですが、五月一日にNさんが供述した後の五月二日に呼び出されました。Kさんは、そこで四月二二日調書で私の会議出席を隠していたことを衝かれて動搖してしまいました。また、Kさんは、選任していた救援連絡センターの庄司宏弁護士を解任し、家族が警察から言われるままに他の弁護士に替えるようよう圧力をかけられました。家族、ことに小学生の弟へのイジメや困難を自分のせいと責められて申し訳ないと、気持ちのやさしいKさんは思っていました。当時二二歳になつたばかりのKさんは、はげしく動搖して、庄司弁護士から選任を変更しました。この新しい弁護士は保安当局と協力し合つて、Kさんの転向を強いていました。

こうした中で、Nさんの供述との矛盾を衝かれて、Kさんは、重信が実は会議に参加していたと、前言を翻したのです。それは、本当のことでした。会議はハーグ占拠実行部隊の報告が行なわれていたにすぎません。しかし、そこからが問題でした。

Kさんは「ハーグ事件」後も国内組織の事情でそのままアラブに居て、日本赤軍の総括会議の一部分に参加したのでした。Kさんの供述書とNさんの供述書を見比べればよくわかります。Nさんはほぼ会議内容を理解しています。いっぽう新参のKさんはア

えば地獄だからね。それで引っ掛けようとするので注意しなさいよ。『殺意がなかつた』のに『殺意があつた』と、あとで大変不利なことが供述書に残されるのよ!』と教えていました。もしそのように教える人がいなければ、他人を無我夢中で刺した「傷害」や「傷害致死」が、「殺人」に変化してしまうのだと、同房の人たちの話から学んだものです。

こうした警察の取調べの中で、七四年一一月に行なわれた会議の一部分であつた「ハーグ事件」の実行部隊の報告が、重信の報告のように、少しずつ書き換えられました。作戦前からこの一ヶ月の会議まで、私と会つたことのなかつたKさんが、私に関して語ることは限られています。会議の話を聞いて、「重信が関与したのかと思った」と、Kさんの推測が感想のように供述されはじめました。

はじめに私の会議参加を隠しKさんが供述した調書は四月二二日です。そしてKさんの取調べはいつたん五月一日に終わりました。しかしNさんの五月一日の供述によつて、私(重信)が会議に参加していたと知つてから、Kさんの取調べが五月二日からふたたびはじまつたのです。日付から見ても、この取調べは明らかに私を標的したものであると察せられます。ところが、この無理強いの警察の五月二日のK供述書には欠陥がありました。私(重信)が会議で述べた内容が、「私が共同グループなどに闘争準備を依存したため作戦が計画した通りに行われなかつた。この点を自己批判します」という意味の発言でした」というKさんの供述になつていたのです。

そこで、五月六日になつて、ふたたび訂正の供述書を作成して

います。しかもあせつてあわてたのか、五月二日の供述書を五月一日と日付を間違えて記録しています。そして、臨場感を出すためか、そこだけが一問一答に強調されているものです。

いわく、「五月一日（註、五月二日の誤り）、あなた（註、Kさんのこと）が説明した供述の中の項……闘争準備を依存したため……とあります。が、この依存とは、具体的に説明してください」「答え。この依存ということでは、私の意図している説明にはなりませんので、『依存』という字を『依頼』に訂正して下さい。この理由は、依存では、受身の形なので、日本赤軍から支援する共同グループに対し、用件を頼んだという事実に反するからです」と、Kさんがしゃべったように訂正されていて茶番です。取調べの司法警官が、上司から、「このままではダメだ。『依存』してもそれでは罪にならない。『依頼』になおしてこい」と言われたのでしょう。おっとり刀で駆けつけて、またKさんをゆすって、訂正させたことは目に見えています。Kさん本人も私の公判でそのことを証言しました。

当時私たちは、PFLPから自立し、日本赤軍結成に向けた各種の会議を行なっていました。その過程で、私が、政治的な意味で「PFLPへの依存を脱却して日本赤軍を結成する」と言っていた言葉の断片をKさんが語ったものと思われます。それが、捏造されて行つた痕跡が、そのまま調書に残っています。この調書の開示も検察側は拒否し、裁判長の指示でやつと開示されたもの一つです。このように、公正に証拠を示すどころか、被告に有利なものは隠し、有罪に陥れるのが検察です。決して正義や公正のものではありません。

目論んだのでしょうか。またKさん自身が、私の法廷で、当時のことを証言しました。Kさんを「ハーベ事件」で起訴するという恫喝、起訴しないようにしてやるという甘言によって、警察・検察の流れにそつた供述書が作られてきました。

このように、三〇年以前のこの一片の供述書がすべての原因となつて、私の公判は争われていました。

④逮捕後の「ハーベ事件」証拠づくり

検察は、私の逮捕後、数日して、「殺人未遂罪」で追逮捕しました。

同時期、先行して公判中であったNさん、Wさんのハーベ作戦実行部隊の二つの法廷で、「殺人未遂罪」が適用されて争つていました。この「殺人未遂罪」も「傷害、逮捕監禁罪」のところ、重刑化のために持ち出されたものでした。二つの法廷では、実行部隊員であることを認め、闘いの未熟さを謝罪し、「殺意」は有り得ない作戦であつたことを争つていました。

私にも「共謀」の名において、重刑化に向けて、「殺人未遂罪」を追加したわけです。私への取調べの一方で、それから証拠づくりが、検察公安部長牧野忠の指揮下、多方面にわたつて行なわれました。すでに逮捕されて刑に服し、市民生活にある何人もの仲間だった人びとを執拗に取調べていきました。

Yさんは、集中的なターゲットとされました。Yさんはオリエー空港で逮捕され、ハーベ作戦によつて釈放された人物です。Yさんは作戦の準備のことは知りません。またYさんは八六年に組織から離脱し、自ら警視庁に出頭して刑に服し市民生活を営んでいます。

この警察の調書によつて、「共謀」を強引に書き込んだうえで、五月九日、検事調書を作成しました。そして五月一四日付で、「ハーベ事件」の他の実行部隊員と共に、私を「共謀」として、逮捕状を取り、国際手配しました。

二〇〇一年四月二三日の第一回公判における検察側の冒頭陳述では、「平成元年二月三日に、ハーベ事件の国際手配がなされた」と述べていますが、これは冷戦末期になつて、ICPOが、やつて日本赤軍を赤色手配（註、逮捕を求める手配）として受理したことと日本赤軍を赤色手配（註、逮捕を求める手配）として受けたものです。そこで、ICPOでは青色手配（註、所在確認の情報提供を求める）を日本側は求めるしかありませんでした。

この七五年のまつたくの捏造K供述調書を唯一の証拠として、私の海外における合法的な活動を封じ込めようと「ハーベ事件」手配が行なわれたわけです。しかも、PFLPの指揮下で活動していた実情もまったく理解していないか、逆に無視した物語となつてゐる供述書です。

二〇〇一年に私を取調べた長澤格検事は、「当時の検察・警察共、PFLPの関与がまったく取調べの視野に入つておらず、ハーベ事件がPFLPとの共闘というのをはじめて私が位置付けたのだ」と自慢し、「Kを当時なぜ起訴しなかったのか。私ならやつてみせたところだ」と述べています。若い長澤検事の言葉は、逆に当時の検察当局の思惑を露呈しています。PFLPを閑与させず切り離し、政治的意図を失わせしめて、ICPO手配を

でいました。それでも、出頭した割には、自分の体力の限界で帰国したと言うばかりで一切秘していたので、ずっと警視庁公安や県警などが定期的にまたは突然に訪問し、取調べを受ける不安な毎日だったそうです。これまでも就職先に公安が耳うちして、職を追われたり、監視といやがらせの中で暮らし、病弱の身であつたところに長澤検事が訪ねてきて、追及をはじめました。

Kさんの七五年五月九日調書を補強する調書を作り上げるために、もう忘れて記憶もないと言ふと、K調書の内容を記しては署名を迫りました。「シンガポール事件」の作戦中の船上の写真をYさんに示し、「これはおまえだ」と、再逮捕をほのめかしながら、K調書の内容と共通した調書を作らせていました。「シンガポール事件」は、七四年一月末に、PFLPの指揮下、シンガポールにあるシェルのブクム島の石油基地を攻撃した事件です。この事件は連続してPFLPの指揮でクウェートの日本大使館占拠によつて、シンガポールの実行部隊は安全にアラブに撤収しています。

この「シンガポール事件」で、スマーズな解決を望むシンガポール政府に對して、日本の公安当局は、当時警視庁の佐々淳行らを現地に派遣し、日本人逮捕を画策しました。政治的なパレスチナ解放闘争の一環として、早期の実行部隊の脱出を約束したシンガポール政府と日本側は対立となりました。シンガポール人が人質の時には安全な解放に協力しなかつた日本側は、その後クウェートの日本大使館で日本人が人質になったと知ると、あわてて即解決を求めるありさまでした。この時の対立から、シンガポール政府はこの事件の情報と資料の提供を拒否しました。その

ために公安当局はこの事件を立件できませんでした。

このような経過も知らず、法律知識も情報もないYさんに対し、長澤検事は「シンガポール事件」でのYさんの起訴重刑をほのめかしながら、何度も出頭させては、少しづつ少しづつK調書を下書きにして、話を作りあげていきました。

当初、検察の隠し球のごとく、証言公判を非公開でと提案してまで検察側が保護し、持ち上げていたY証人は、すぐに検察側のデータラメな取調べを暴露はじめました。

「とにかく重信を有罪にするために、我々は全力をあげている。検事局の特捜六、七人で、とにかく国家危機管理委員会が総力をあげてるんだ」とか、「重信は一生獄から出すな、と上から言われてるんだ」などと長澤検事のおしゃべりな恫喝の様子を、Yさんは私の法廷で証言していました。Yさんは検察側証人として出廷し、長澤検事の書いた供述書が、そうしたデータラメであることを訴えました。

私の逮捕から起訴までの期限と、その後も二〇〇〇年一二月までも、Yさんへのひどい取調べが続いたようです。くりかえしの取調べに対し、Yさんの夫人が、かつてYさんの公判時にお世話をになったS弁護士に相談しました。そのため、S弁護士から、「まだ取調べが続いていますか？ 刑期も終えたのに、あまり長いようだつたら検事に話してあげましょう」と言わされました。「実は今週も取調べがしたいと連絡を受けて困っているので、よろしくお願ひします」と答えたことから、S弁護士が検察側に抗議をしてくれたそうです。そこで検察が「シンガポール事件」の写真を見せて、逮捕をほのめかして、取調べ供述を強要している

ことが抗議され、若い長澤検事はあわてました。あわててまた飛んできました。Yさんに、「検察庁上層部では、S弁護士の行為は、これは一つの捜査妨害であると大問題化している。あなたから、そのような事実はなかつた旨の調書がないと問題なのだ。捜査妨害の疑いでS弁護士の取調べを行なうかもしれない」などと、「シンガポール事件」の写真で強要しなかつたという一筆をYさんから取ろうとし、拒否されています。

しかし少しづつ「ハーベ事件」への「重信闘争」の調書づくりをしていきました。それらしい一行を入れたりして巧妙に調書を何度も作ります。私を起訴する最終日の二〇〇〇年一月三〇日に、どうしてもほしかった、もつとも大胆な偽証を求めました。その調書の強要はひどいものでした。Yさんはあまりのひどさに署名捺印を拒否しました。Yさんは調書が作られたすべての過程を日記につけて、それを裁判所に上申書として提出しましたが、検察側はそれを「証拠不同意」として拒否しました。ここでも検察側の妨害によって、この上申書は裁判官に検証してもらうことができませんでした。

Yさんはその上申書の中で、一月三〇日の自分の署名捺印拒否調書を次のように述べています。
今回の調べで、唯一予め検事が作成済みだった調書に署名捺印を拒否しました。この日は検事が、あまりに人をみくびっているのに腹が立ち、怒りが沸いてきました。それは、思い出す限り再現すると次のようない内容です。

「一九七四年九月一三日からのハーベ事件は、三人の実行犯（三人の特定した名前が明記されていた）であり、当時の日本赤

軍の政治委員会の最高幹部であった重信房子の指令の下で、実行したものであります。Kの供述調書に明らかなように、Wがハーベ事件数日前に待機コマンドだったKに運んだ指示書でも明らかなように、パレスチナ解放人民戦線の國際作戦部長であったアブ・ハニ（アウトサイドワークの責任者「城外活動局。リッダ闘争などを担った部署」）こと、ハダッド・ワディ・エリヤスと共に重信房子が、すべて指導指揮し、作戦も実行しました。」

というものだったと記されています。

この検察の作文にそつて、Yさんに署名捺印を強いたのでした。あまりに事実とかけ離れたことに、さすがに弱い立場のYさんも反発し、拒否したのです。「ハーベ事件には重信さんはかわっていましたんと再三言っても聞く耳を持たず、調書では否定したりましたが、弁護士から調書をとりよせて再読して、言つてもいいことが調書になつていて」ことで、Yさんは上申書を提出しました。

当時、取調べに検事は、他の調書をあれこれ持ち出して書いて署名を迫り、ただ取調べの参考にすると言うのに惑わされて、Yさんは検事と対立したくないと他人事として、適当に対応してしまったと、述べています。取調べ調書に応じれば、自分は訴追をのがれられるうえに、裁判所に証人として呼び出されることはないという間違った理解のうえで、取調べに応じた様子がくわしく上申書に記されました。自分さえよければと偽りの調書を許したことと法廷でもYさんは悔いを述べました。

このぶ厚い上申書の最後には、このように記されています。ど

うしてもありもしないことが供述書になつていくのかが如実に示されています。Y上申書によると以下です。

以上のよう、長澤検事作成調書には、私の言つていないことが随所に出てきます。なぜこのような調書に署名してしまつたのか？

一、逮捕、拘留、前歴等の発覚により、現在の生活が破壊されることを恐れた。供述しても、もう四半世紀も前のことで、検事の機嫌を損ねてはまずいと、検事の追及に迎合的に供述した。

二、自分が訴追されているわけではない、所詮他人事といつた無責任さがあった。追及されて事実とは相違点があつても、どうせ受け入れられないだろうと対立する気力もなく放置した。検事と対立してやり合つても、どうせかなう相手ではないと、初めからあきらめていた。

三、出てきている事実は、すでに当時の新聞、K・N調書、R、G、P等の調書に出てきていることの追認なので、自分に責任はないと責任を回避した。新しい事実もないことだしと、安直に考えていた。

四、自分が署名、捺印することで、重信被告、N、Wの各被告人に不利になることは避けたいが、しかし、すでに出ている事実は、追認しても問題ないだろうと供述した。したがって、一月三〇日の署名、捺印拒否調書は、その判断からしたものであった。とりわけ、検事が一方的に重信さんが、当時の指導者「ハーベ事件」の首謀者と思い込みでくるので、

五、しかし、今回調書を読み返してみて、自分が、こんなことを言うはずがない、ここは検事の創作だなといったところが数えきれないほどありびっくりしている。ではなぜ身に覚えもない調書の供述を認める事になる署名・捺印をしてしまったのだろうと考えると、できあがった調書を、供述したことと逐一照らし合わせて検証する気力が全くなくて、大雑把に雑談的に話した内容がまとめられているのだろうくらいにしか考えず、言われるままに署名捺印してしまった。検事の『重信さんについて、ご存知のことを参考にお聞きしたい』といった、当初の参考人要請に惑わされた。

と、蜘蛛の糸に絡めとられていったような自身の供述が、検事の作文となつていていた理由を記していました。

これらは、いく度もくりかえされてきた検事の「証拠づくり」のための供述書の一端にすぎません。こうした操作は今もくりかえされ、供述書偏重の公判で、検事の起訴有罪率九九%以上があらかじめ予約される構造になつていていたのです。有罪の「つぼ」を得た警察検事の手による供述書作りなのです。法廷で、多くの供述書が被告・証人によって否定されるのは、こうした事情があります。検事のこうした「罪を作る」やり方を支えているのは、また裁判官の姿勢もあります。この間の足利事件を契機としてでも、裁判官はもっと公正に検察と被告を等距離に扱つて、聞く耳を持つてほしいと心から願います。

二 第一審公判

当初私の帰国・逮捕によつて、友人から見ず知らずの方々にま

訴事実を全面的に認めます。そして全ての被害者に再び謝罪します。この事件は、弁解の余地なく、私が作り出した問題であり、全ての責任は私にあります」と謝罪を表明しました。この三件の罪状認否と共に、次のように訴えました。

「私が、当法廷に望む事は、第一に歴史の時代背景を理解して欲しいという点です。更に第二に、国際的視野に立った公正な真実の追究を願うという点につきます。事件は、二七年前に、日本の外で行われた時代の事が中心であり、そこには、その時代の社会的背景があります。パレスチナ解放運動の中にあって、日本と違った価値観を持つた民族、社会とつながった事件であるといふ、国際的視野の中で捉えて欲しいという事です」（〇一年四月二三日、初公判、意見陳述）

そして、自らの闘いの未熟さを謝罪し、次のように述べています。

「当時の私たちは、七〇年代の時代状況に助けられた条件で武装闘争を自己目的化したあり方で闘いました。「最も苦しい虐げられたパレスチナ人民の側に立つて闘っている」という思いは、傲慢にも、それを免罪符として、あらゆる形の作戦形態をよしとして闘っていました。こうしたあり方は、当時の私たちの人民性の欠如したあり方・パレスチナの闘いに乗っかって、自分達の狭い利益を実現しようとした誤りが示されています。このことを、反省と共に謝罪します」（同）

そしてまた次のように述べています。「日本を発つて三〇年、冷戦の時代は終わりました。日本赤軍も、九七年のレバノンでの同志被逮捕をきっかけに、公明正大な世直しを担う主体として、

で多大な被害を与えてしまい申し訳なさで一杯でした。引き続く弾圧・被害を断つことと謝罪の意味を込めて獄外の私の仲間は、日本赤軍解散の公表を決定しました。そしてその責めを負う私が、日本赤軍の解散を二〇〇一年四月一〇日付で公表しました。

また、弁護人をはじめとする方々の努力で、私と仲間の娘たちの国籍取得と帰国が実現しました。こうした進展もまた、アラブの地から日本の歴史と闘いの上に立つて、これから生き、活動していくこうと私を奮い立たせました。私は、友人たちの支え励ましに促されたと同時に、検察のあまりの不誠実・不当な扱いに対し公判の中で闘う思いを強くしました。一方的な公判とさせてはならない、公正な公判を求め、またみんなと出会いの場としても裁判を進めようと思いました。

以来、第一審は、一〇四号法廷で、第一回（二〇〇一年四月二三日）から第六二回（〇六年二月二三日）まで続きました。

①私の公判に臨む立場

第一回公判で私は、次のように明らかにしています。

「私は、第一に、『ハーグ事件』に関して、逮捕・監禁・殺人未遂の共謀によって起訴されていますが、『ハーグ事件』の謀議など、一切の関与を否認します」

「第二に、七四年の旅券不正使用事件は、事実誤認にもとづくものであり、この公訴事実を否認しています。第三に、帰国逮捕時の有印私文書偽造、同行使、旅券不実記載、旅券法違反で公訴されている件に関しては事実を認め謝罪しています」「勾留理由開示法廷においても（二〇〇〇年一二月）謝罪を致しましたが、公

自身の清算・転生を準備してきました。そして、私自身の逮捕を踏まえて、日本を起点とする公明正大な世直しの担い手へと転生すべく、日本赤軍という軍の呼称と機能を、二〇世紀のアラブの歴史に刻むことを宣言しました。かつて、共に闘つた世界の、アラブの友人達も、合法的な主体として、私たちが、世界の正義と公正に役割をはたすことを願つていました。

私は、今ここに、これまでの、私の日本赤軍としての役割を自覚するが故に、同志たちの意思をここに再び宣言します。『国際主義と、軍事を特性としてきた日本赤軍の歴史を、二〇世紀のアラブの人民と、社会の歴史に刻みます。そして、日本人民の中に、日本社会の中に生きられなかつた反省を込めて、日本を起点とする世直しを開始するにあたつて、日本赤軍の解散をもつて新しく出発します。歴史的に蓄積してきたアラブ人民との信頼を生かし、時代にふさわしい合法的で、公然とした国際連帯を出発点としながら、日本発の闘いを開始するでしょう。時來たりなば、その小さな力が、世直しを求める日本・世界の仲間と結びあうでしょう」日本赤軍は、軍としての役割と機能と形を解散しましたが、岡本同志を始めとする仲間たちと、これまでの様に同志として家族として、築いた共同体としての関係を持ち続けることによりありません。日本を起点とする世直しの方法・形態を改めて進むという反省と、立場表明として解散を宣言しました。それは、これまで連帯した日本、アラブ、レバノン、パレスチナの人々と切れるのではなく、逆に広く結び合えるよう、自己変革を求められていると考えるからです」（第一回公判意見陳述書より）

弾圧・支援の集いの中で、四月一〇日付で、日本赤軍の解散を表明したことにして、再びふれて、反省と変革の新しい出発を述べました。日本赤軍を解散し、その責を負う私の立場は、公判を最大可能な限り公開的に語る場として、とらえました。

第一に眞実に対し、忠実であることを心がけ、第二に、今後の公明正大な生き方のけじめとしても、できる限り公開性を実現し、第三に事実に基づいて、日本の法に照らして、是々非々で認定してもらうという立場を買きます」と、述べました。それは、公正に法と正義が実現される限り、無実は、無罪として裁かれるという確信故だったのです。

②弁護側反証 ライラ・ハリド他

二〇〇二年一〇月三〇日第二三回公判から、弁護側証人公判がはじまりました。

そして二〇〇三年三月、ブッシュ政権によるイラク侵略戦争の直前の多忙と緊迫した情勢の中、弁護側証人として、パレスチナからライラ・ハリドさんが出廷しました。ライラ証人はかつては、「ハイジャック作戦の戦士」であり、現在国連議員であり、またパレスチナ女性同盟のリーダーでもあります。「すべてのパレスチナ人を代表して」として、人権侵害の疑いのある条件下にあるマリアン（註、私のアラブ名）の無実を訴えたいと証言しています。

ライラはまず、自身が一九四八年の戦火の中で難民となつた時代を語りました。そして次のように述べています。

一九四八年以來、パレスチナは国際社会から無視された

状況にありました。しかしながら、国際社会の情勢としては、二つの決議がなされて、一つ目は、パレスチナ人にはその故郷に戻る権利があるという国連決議一九四、そして二つ目は、国連の決議で「八一」といわれるのですが、パレスチナ人はパレスチナ国家を持つべきということがうたわれています。

こうした二つの決議が国連で採択されながらも、実際に私は、イスラエルは国連のメンバーとして受け入れられ、一方私たちパレスチナ人は、自らの國も帰還の権利も得られなかつたのです。ハイジャックをしたのは、それに対して、国際社会の注意を喚起するためでした。

加えますと、一九六七年、イスラエルが、パレスチナ全土及びシナイ半島のその他のアラブ領、シナイ半島の砂漠地帯やゴラン高原があるところですが、その部分を一齊に占拠する、占領するという事が起きています。その状況下で、パレスチナ人は、自國を取り戻すという大義の下に結束し、一九六七年、革命が行われたわけです。私たちは、世界に向けて、パレスチナ人とはだれであるか、何であるかということを訴える義務を負つたわけです。

一方、イスラエル当局は、多数のパレスチナ人を逮捕しました。革命当初、すなわち、イスラエルによる当該領地の占領直後のことです。したがって、ハイジャックの理由は二つありました。一つは、イスラエルの刑務所に投獄されているパレスチナ人を解放すること、そして、二つ目としまして

は、国際社会に対して、大義を持つ私たちパレスチナ人の声を聞き届けさせることでした。（第二七回公判、〇三年三月一二日）

と、祖国解放の抵抗の闘いのはじまりを、自らも四歳の時に故郷ハイファを追われた経験と共に語りました。そして、国連憲章にも示されているように、占領下の人民は、占領を終らせるために、あらゆる手段をもつて抵抗する合法的な権利が認められていてこと、パレスチナ人は闘い始めたことによって、占領されて人道支援を必要とする『難民』から自由と権利を求める大義ある人民として、認められるようになつたと歴史を語りました。

そして、「ハーグ事件」に関しては、それがPFLPの作戦であつたことを明らかにし、当時のPFLPの状況、日本人たちのかかわり、PFLPの組織の基準や原則を語りました。そしてさらに、三〇年になろうとしている現在において、「ハーグ事件」を裁くことが国際的慣例に反した公訴であることを語り、「ハーグ事件」の当事国であるフランス・オランダが逮捕・裁判権を放棄して来たのは、それがパレスチナ解放の闘いの一環としてあつたからだと語りました。

ある國家、すべての国家、PLOを唯一の合法的なパレスチナの代表と認め承認した国にあっては、闘争に関するいかなる行為、あるいはアクトについても、公訴し、裁判で裁く権利はないと言えます。そして、日本もPLOを承認しています。私自身は多数の作戦を実行しました。私自身はいかなる国からも逮捕されるということを経験しておりません。私以外のパレスチナ人、だれでも言えることです。どこ

の国からも、指名手配として逮捕状が出たということはありません。（第二八回公判、〇三年三月一四日）

と、述べています。

そしてPFLPの組織機構からしても、マリアンが軍事的指示を出す条件も立場もなかつたと七四年当時のPFLPの作戦のあり方にまで踏み込んで、私の無実を証言しました。そして、私たち日本赤軍について語りました。

私たちは日本国よりこうしてわざわざパレスチナの地に私たちを支援するために訪れてくださったボランティアに対して、報奨を期待しておりました。その労に報いることを期待しておりました。まさかこのように訴追という形で迎えられると思っておりませんでした。彼女たちがしたこと、私たちに対して支援の手を差し伸べてくれたことは、正に日本を代表して、国を代表しての支援の試みだったのです。彼女たちの存在、そして、してくださったことは、正に日本の明るい側面、パレスチナ人、そして、アラブ世界に対する日本の明るい顔を示すものです。ですから、私は、日本国として、そうした支援をしてくださった人々を訴追、裁判にかけるのではなく、報い、報奨を与えるということが、より信頼できる決定であり、理論的な理屈にかなつたことだと思っています。（同前）

我が人民を代表して、私はここに裁判官に申し上げたいと思います。正義は自由の戦士であるマリアンを含め万人に実現されるべきであること、私は彼らを人間としてここに声を

かけたいと思います。そして、マリアンに聞かれては、女性として声をかけたいと思います。そして、母として彼女を見たいと思います。パレスチナの母を代表して、私は、マリアンが娘さんと一緒に自由の身で日本で暮らす日を期待しています。それを見に戻ってきたいと思います。（同前）

と訴えて証言をしめくくりました。

また、重篤な病を押して、仙台から無期刑で受刑中の丸岡修証人も出廷しました。PFLPの軍事ボランティア時代を知る者として、私の「ハーグ事件」無罪を具体的に証言しました。その詳細にわたる記憶の証言は、当時のPFLP指揮下の具体的な状況、日本人ボランティアとアウトサイドワーク、アブ・ハニらとの矛盾、「ハーグ事件」当時のベイルートの状況に至るまでくわしく述べました。そしてまた、K偽供述書によつて作られた総括会議の目的（日本赤軍として、PFLPから独立した組織をつくりあげようとしていた総括会議であったこと。その一部として「ハーグ事件」実行部隊から闘争の報告があったこと）、それらの会議を主催したのは丸岡証人であり、被告の私は何度か参加したが、K調書にあるような自己批判など存在していないかったことを語りました。「依存」から「依頼」に書きかえたK調書についても、これまで、PFLPに依存してきたことは、政治的なことで、軍事的なハーグ作戦の話ではないことを語りました。そして実行部隊の仲間の報告した内容が「重信発言」としてゆがめられていることなど、当時の一一月から一二月の軍事的部署の会議の具体的な様子を証言しました。

また他にも、弁護側証人として、何人もの方々が証言しました。

急ぐからと即座にベイルートからダマスカスを経てフランスへと出発しました。これは在欧のブラジル人の組織の仲間が、ベイルート空港から爆薬を持ち出そうとして発覚・逮捕されたためのレポでした。八月初めのことです。この時にも私たちはYさんの逮捕情報は知りませんでした。Yさんはアブ・ハニのレポをメインの仕事としてパリに出発し、アブ・ハニの手紙も携えていました。推測ですが、Yさんが持っていた手紙と、そのベイルートでのブラジル人逮捕につながりがあったのかも知れません。私たちの当時の活動条件では、そうした全体を知ることはできませんでした。

Jさんはフランス入りによって、Yさんの拘束と、その関連ですでに在欧の日本人仲間が拘束・尋問されたことを知つたわけです。Jさんはベイルートに電報でそれを知らせました。そしてJさんはパリにとどまって対策をとり、Yさんの救援対策を考え行動していました。その時、他の三人の仲間と八月二〇日にフランス当局に逮捕されてしまいました。この逮捕時、Jさんは持っていたメモを呑み込もうとして、吐き出させられました。このメモは、二〇〇一年八月に私の公判に検察側証拠として提出されました。このJさんのメモには、「ある段階で、外からYの奪還闘争をしてほしいし、その前にわれらやPFLPの戦士であることを公判で明らかにするようにしよう。もちろん、そちらで何を○○○（註、判読不能）異議はない。しか

その後、二〇〇四年一月二七日から実に二〇〇五年四月一四日まで（第四〇回から第五七回公判）、被告人質問が行なわれました。私は弁護側の質問に、パレスチナの歴史と、そこでどのような条件の中で、どのように闘い生活していたのか、これまでの検察側・弁護側証言を踏まえて、争点となつていて「ハーグ事件」前後の私の行動についても詳細に答えていました。

③「ハーグ事件」前後の事実関係について

Yさんは七四年七月二六日に、オルリー空港で逮捕されました。しかしその逮捕を、ベイルートの私たちはすぐに知りました。

当時私は、ドバイ闘争の仲間の釈放交渉（七三年七月のハイジャック闘争。闘争後リビアに投降し、裁判にかけられると報道されていたが公判は行なわらず、水面下の交渉で七四年八月にドバイ闘争の実行部隊は釈放された）と、リビアの九月一日の革命記念日の招待を受けており、ちょうどリビアへ出発を予定していました。同時にまたその時期私たちは、日本から来た仲間と在欧を代表した仲間と協議中でした。私たちは、PFLP指揮下の「アラブ赤軍」から自立した独自の日本人の組織として活動することを目指していました。そのための相互報告と組織の柱とする文書作成の会議の最中だったのです。

八月に入つて、PFLPのアウトサイドワーク部局の責任者アブ・ハニから、在欧のリーダーのJさんに、至急のパリへのレポートの要請が来ました。会議の集約をしてから翌日に発つようにならざるを得ない状況でした。Jさんは、とても

し成功してもらわなければならぬ。PFLPとフランス政府の関係も微妙だし、敵を甘くみるな。批判・自己批判は一切省略した。しかし、われわれと同じように教訓をくみとる様切望する。今はこれ以上の犠牲者を出さずに体制を固めること、そして犠牲者を奪還することだ。八月八日（検察側、二〇〇一年八月開示証拠）と記されています。奪還闘争は、私ではなく、在欧の人たちが語っているのです。この八月八日付の手紙は、もちろん、私たちのもとには着いていません。

またこのメモに、「前日に電報を打つた」とあり、その電報は八月七日にベイルートに届いたものと考えられます。この電報によつて、ベイルートの私たちは、はじめてヨーロッパで何かが起つたと知つたのです。私はリビアへ出発する間際です。その電報は、「Yが病気で入院した」という文面でした。当時、符牒も決めていなかったので、本当の病気かどうかと考えあぐねたほどでした。逮捕されたのかも知れないと思いましたが、Yさんがフランスに出発してから日がたちすぎていたために、まさかフランス入国時に逮捕されたとは考えられませんでした。当時は在欧の仲間たちが地下工作活動はイニシアチブをもつて、在アラブの私たちは教えていた関係にありました。半信半疑でPFLPの議長代行のアブアリに相談に行くと、すでにPFLPは状況を把握していました。くわしいことは私たちにはわかりません。逮捕拘留された仲間に對して、それがパレスチナ人であれパレスチナ人以外のボランティアであれ、平和的・非平和的方法で奪還するのPFLPの原則・ポリシーです。PFLPがいつものように政治交渉によつて釈放交渉するのです。Yさんのことはそれに委ね

て、私はリビア行きの計画通りに行動するようアブアリに指示されて、そのように行動しました。その後PFLPとフランス当局の政治交渉が決裂したために、九月一三日のハーベ作戦となります。

Wさんは自身の公判で、概要以下のように述べています。

Jさんからの電報がベイルートに届いた時にWさんも重信も居合わせたこと、当初重信も電報の意味がわからずにいたこと、そして、わかったY逮捕ではないかと言つて、その後落ち込んでいたこと、その後WさんはY逮捕に関する情報を彼の属していたアウトサイドワークを通してフォローしつづけたこと（W公判三九回公判調書五九頁など）、被害の拡大を予想し信用丸つぶれになる事態に対処すべく「失地回復」を考えて自ら作戦志願をしたこと、また軍事的に当てにならない重信には何ら頼む気もなく、旅行に出たのをこれ幸いと独自に行動していったこと、他にベイルートの日本人には相談すべき人も居なかつたこと（W公判三五回公判調書五八頁、六三一六四頁、三九回公判調書六三一六四頁）。Wさんは旧知であり共同した経験もあるミッショエル（当時PFLPアウトサイドワークのヨーロッパ地区の責任を負っていた。ミッショエルも八月上旬のブラジル人グループのベイルート空港での逮捕の件で、やはり失地回復を求めていたようです）に相談し、Y奪還闘争に参加したいと打ち明けたこと（W公判三五回公判調書五八一六一頁）。

PFLP側かられば、兵士のWさんが、PFLPに作戦志願をしたという位置になります。その結果、Wさんはミッショエルから数日待てと言わされた後に、ただちにヴィーンに行くように指示されました。そしてヴィーンで再会したミッショエルか

合わせて、私はあれこれ情報収集や弁明に走り続けている中で「ハーベ事件」を迎えました。

その後ハーベ作戦を経て、夏以来中断していた日本人独自の組織の自立に向けた総括討議が新しい条件ではじまりました。在欧の仲間の活動条件は失われていました。また私たち日本人がもたらした在欧の他国組織の被害への対応、外国人たちとの討議を進めました。その会議の一つが丸岡さんの招請した軍事的部署に属していた日本人たちの会議です。そこで、ハーベ作戦実行部隊から闘争の報告も行なわれました。この会議の発言の断片が、七五年K供述調書となって、一九七五年五月一四日の私の国際手配、さらには二〇〇〇年一月の起訴の根拠となつたのです。もちろん、当時会議に参加していたKさん本人ばかりか丸岡さん、Nさん、Wさんも各々の法廷で、このK供述調書のでたらめな内容は否定しています。

④公判での検察の手口

公判は、検察側優位に進むのは、歴然としています。

民間人であり、他にも多くの事件をかかえた弁護士たちによって結成される弁護団は、涙ぐましい努力をして、相手が、国家公務員として、すべての権力を駆使して有罪を求める検察では、物理的・時間的に質量の差があります。また特權の差もあります。検察側は、権力をもつてあちこちから押収した資料や証拠を恣意的に利用できます。被告に有利な情報はけつして開示しません。そのために、事件の全体を知るのは検察側で被告も弁護人も裁判官も事態全体を理解しません。ことに三五年前の「事件」

公判をふりかえって

ら、PFLPの指揮下の作戦に参加するためにジャン（カルロスのこと。当時ジャンと呼ばれていた）の指揮に従うよう命じられました。ここに至つて、Wさんはアブ・ハニ指揮下のアウトサイドワークの作戦に参加し、ミッショエルをはじめとするヨーロッパのPFLPの作戦に組み込まれたのです（W公判調書三六回、六一七頁など）。Wさんは、「はつきりさせておきますと、私は重信さんへの批判活動として『ハーベ作戦』にむけて行動したのです」（W第一審「最終意見陳述」と述べています）。

Wさんの、公判中にはじまつた「日本赤軍」や私に対するいくつもの批判発言でも明らかなように、すでに何十年も前に日本赤軍を脱退したWさんの証言です。この証言は事実であつても、検察が主張するように、Wさんが私をかばつている証言ではありません。Wさんが述べたように、私はハーベ作戦の計画も立案も実行も一切関与する条件もありませんでした。

私は九月上旬にベイルートに戻つて、不在中のことを丸岡さんから聞きました。Yさんは七月二六日にベイルートを出発し、フランス入国時に逮捕され、持つていたものがすべて押収されていました。

このこと、Jさんらの逮捕にまで被害が広がり、今も被害は広がり続いていること、他の在欧の組織も避難して、日本人同様ベイルート、バグダッドにたどり着いていること、PFLPとフランスとの政治交渉はうまくいかず、軍事的手段によるYさんの釈放をPFLPが準備していることなどです。

こうした中で、ブラジル人組織からはフランス当局に在欧の日本人が自供したことの抗議が伝えられました。また在欧のアジア人たちもベイルートへと避難してきました。そのためこの対策と

では、証拠証言は被告の側には当事者の死亡で有利な証言がえられず、弁護手段が著しく損なわれています。反対に検察は過去の押収物を保管しており、彼らに有利に利用できます。公正に裁くことは無理があります。

私が訴追された「ハーベ事件」は、三つの法廷で審理が行なわれていました。三つの法廷とも同じ西谷隆検事が担当し、すべての進行のイニシアチブをとつて操作していました。検察側証人を三つの公判に配置しながら、「実行犯」でない私の有罪のための布陣を敷いて進められました。先に結審したW公判第一審検察側「論告」（審理公判から導いた最終の結論を述べて求刑を書いたもの。被告側が提出する同様のものは「最終弁論」という）では、「ハーベ事件」ばかりか、他の「クアラルンブル事件」も扱い審理していたにもかかわらず、W公判での検察論告書は、実に半分の量を「ハーベ事件」のうちの「重信共謀」にさしていました。W被告から、「誰の裁判か」と批判されていました。作戦の実行者であるWさんに「無期懲役」求刑を行ない、同様の重刑を私の法廷で実現するためです。W法廷で「重信共謀」を裁判所に認定させ、その既成事実をもつて、私の法廷の論告を肉付けようとする目論見でした。しかしW法廷の高麗裁判長は「重信共謀」を認めませんでした。二〇〇五年九月二日、第六一回公判において、検察は二六六ページにわたるぶ厚い「論告」書を提出し、私に「ハーベ事件」の首謀者として、無期懲役を求刑しました。

論告は政治弾圧をあからさまに示すものです。私が日本の共産主義者同盟赤軍派時代からリーダーであり、アラブに来ても軍事指揮を一貫してとつてきたというまつたく事実に反する物語をつ

くりあげて論じています。

この論告の基調は、「重信がP.F.L.Pのアウトサイドワークのリーダーのアブ・ハニとずっと共謀して作戦を指揮してきた」という論理で一貫しています。そして私たちが、自ら自立するため、在欧と在アラブの私たち日本人だけで行なった未熟な作戦計画（在欧の日本商社の支店長などを拉致して、身代金をとる）という「ホンヤク（翻訳）作戦」と呼ばれた計画）まで、P.F.L.Pのアブ・ハニとの共同作戦として捏造しました。そして、だから「ハーグ事件」もやつたはずという論法の組立てによる私への有罪重刑化です。しかし証拠がない分、くり返しK供述調書の同じ個所を持ち出して論じています。またそれを下敷きにして、私の逮捕後に作り上げたY偽調書を持ち出して、その論証としています。他にはG調書など、七五年当時の調書や政治文書の一文一行を「ハーグ事件」の有罪証拠としたり、「状況証拠」なるものでくり返し補強したものでした。

また検察論告は証拠を示さず推測で断定し、意図的な文章の歪曲や白を黒とする引用のし方など、文章全体に疑問を感じます。

「ハーグ事件」への不関与の数々の証言を無視し、検証をせず、七五年K調書だけくり返し記述しては、しがみついています。

また検察側はK調書の補強として、七五年当時の検察官のミスによるN調書の不明瞭で誤りのある供述書を悪用して、重信がNに指示した重信闘争の証拠だと冒頭陳述でも論告でも言及しました。これは七五年当時の検察官でなく西谷隆公判検事の偽造です。Nさんは私の「ハーグ事件」への関与は一切認めてもいいにもかかわらず、西谷公判検事は当時のN調書の中の写真綴の人

定調書を利用しました。これは七五年五月六日のN調書です。

この調書は「面割台帳」と呼ばれる捜査人物の写真集で、各写真にナンバーがついていて、その人物をNさんに特定説明させたものです。その調書ではN.1とN.2の写真をWさんと特定して人物説明を行なっています。以下、N.3、N.4の写真是Xさん、N.6はYさん、N.8はMさん、N.9はHさん、N.10とN.11はKさんと、いずれも人名を特定して短い説明供述があります。N.12とN.13は私の写真です。五月六日の調書では、「N.12とN.13は、アラブ名マリアンと言いい、本名は重信房子さんです。重信さんは先程のM君と一緒に前に述べましたハーグ闘争等総括会議に出席したことがあります」となっています。私の人物説明はそれだけです。その次、これが西谷検事の捏造のフレーズをもたらしたもののです。

「N.14は、アラブ名ではハナンと言っていた女性とよく似ております。この女性の本名はFさんであるということは、担当の刑事さんから聞いて知りました。昨年九月七日に、私が翻訳作戦に参加する際にバックダッドで指導部の女性から指示文書を渡された女性というのが、この人だと思いますが、その文書は、封筒に入れられたまで手渡されてくれたのです」となっています。

これは、素直に読めば何の問題もない文章で、写真のFさんを特定したものにすぎません。ところが検察は、この「指導部の女性」に目を付けて、二〇〇〇年一一月一八日になって、「指導部あるいは本部とは、ペイルート市内に拠点を置きP.F.L.Pの政治部門と太いパイプを持つていた被告人のことであり、日本赤軍構成員が指導部または本部と言えば、被告人のことを指していた」

（M町区検でのY調書 文書中の「日本赤軍構成員」は日本赤軍の結成前時点だから誤り）というYさんの供述書を作りだし、「指導部の女性」「重信」と決めつける補強をしました。また論告に至っては、「指導部の女性からの」（論告一四七、一四八頁）と「の」を加えて、「指導部の女性から指示文書を渡された女性」を「重信からの指示文書を渡されたFがその指示文書をNに渡した」と捏造したのです。私はこの指示文書を書いてないし、指導的立場の女性は私一人ではありません。誰が指示文書を書いたのか、誰がFさんに指示文書を渡したのか、当時旅行中不在の私は知りません。

七五年のこのN調書自体、作成時に検察官も事務官も弛緩した状態らしく誤記が多い調書です。上掲引用調書の「翻訳作戦に参加」も誤記で、「ハーグ作戦に参加」とあるべきで、文章も文法上でも、「その文書は、封筒に入れたままで手渡してくれたもので」などといい加減なものでした。整理されていない文を捏造してまで、「Nに指示したのは重信」とデッチ上げをはかりました。普通の調書ではなく面割台帳の誤記です。しかも七五年当時の警察の調書は、私をよく知る取調官が担当していて、同時期の員面調書にはそのような記述はありません。もしであれば、私をよく知る取調官は色めきたたことでしょう。私がこの歪曲・捏造の論告の部分を強調するのは、第一審では「Nへの重信の指示」とした西谷検事作の論告記述は、判決では退けられました。しかし控訴審では、理由も根拠も示さずに「Nへの重信の指示」を唐突に述べているからです。

そして検察の被告人質問に対して、私が答えた内容を攻撃し、矛盾もないのに矛盾していると糾弾したり、否定したり、ヒステ

リックな内容でした。K調書ばかりかN調書の文章を捏造をしてまで、私がKやNに「ハーグ事件」を指示したように、証拠もなしに述べ立てています。そして「ハーグ事件の首謀者である被告人の責任は群を抜いて重い」とくり返し述べています。

私は検察論告のでたらめさに怒りを禁じえませんでした。こうした「ストーリーに合わせたて取った調書」「論法」「論証」によつて無期懲役を求刑したからです。私は「ハーグ事件」のあとで結成された日本赤軍のリーダーとなつたのです。もし私が日本赤軍のリーダーでなければ、同じ事實をもつてしても起訴されなかつたでしょう。Jさんが嘸下しようとしたメモでは、奪還鬭争を求めているのに、彼は何のとがめも受けることもありませんでした。それは正当で当然のことです。しかし、そうしたメモもない、何の正当な物証もない私に、一片の供述書の文、しかも七五年の逮捕取りのために捏造された調書を柱にして無期を求刑しました。

そのうえで論告の中で、検察はリッダ闘争は「自爆テロ」の歴史を切り開いたものであり、日本赤軍は日本における国際テロリズムの原点であり、その代名詞である。重信は、ハーグ事件の首謀者であるばかりではなく、テロリスト集団である日本赤軍の責任者であるとして、我が国は、国際テロリズムに断固たる措置をとることが国際社会に対する責任であり、重信を厳しく処罰する必要があると、くり返し裁判官を扇動すべくしきりに訴えています。

こうした政治的アジテーションのごとき論告に対して、弁護側は公訴と関係ないあれこれではなく、「ハーグ事件」そのものを

直視し、実際に検証するように求めました。三〇年前の事件を、現在の九・一以降の国際テロリズム弾劾の観点で抽象的に裁くのはおかしいことを批判しました。「ハーベ事件」のあとに結成された日本赤軍のリーダーだったことによつて不當に政治的に裁かれ、著しい重刑を求めており、政治弾圧であることを訴えました。そして、論告の中で検察が示した事実の歪曲や誤認に対しても詳細に反論しました。ことに、七五年K調書のみを論拠としている偏向を批判し、また当時の調書の書かれた捏造の痕跡を鋭く追及した弁論を行ないました。弁護側最終弁論の第六回二〇〇五年一〇月三一日の公判でのことです。私も最終意見陳述で詳細に反論し、「ハーベ事件」の私の共謀は検察のデッチあげのシナリオであると述べました。そして「私はテロリストではありません」と訴えています。そしてアラブ中東においては、イスラエルこそがテロリストと呼ばれている現実を示しました。日本とはまったくちがう価値と社会の中で、政治的な事件としてPFLPの「ハーベ事件」もあったのです。

⑤第一審判決 ハーベ作戦主体規定の誤認

二〇〇六年二月二三日、第六三回公判は「主文 被告人を懲役二〇年に処する。未決勾留日数中一五〇〇日をその刑に算入する」という第一審判決を下しました。

判決は論告をおおむね認め、被告・弁護側の主張を無視しました。被告に有利な証言はすべて「被告をかばっている」という言葉でしりぞけられました。ライラ証言、丸岡証言、KさんとYさんの法廷証言も退けられています。弁護側が詳細に述べた「ハ

グ事件」の準備、調査、部隊の移動、PFLPの指示など事実関係はまったく検証されていません。ただ七五年のK供述調書のみを採用し、重刑を科しています。

しかも裁判所は、検察の論告で「アブ・ハニと重信の共同指揮」として描かれた「ハーベ事件」に対して、証拠事実が秘匿されてきたゆえに、事実誤認したうえでの判決を下しています。「被告ら日本人グループが、PFLP等の助力を得て、独自の行動として実行したとみるのが相当である。日本人グループが主導的に関与しなかつたかのようなライラや丸岡の証言に基づく弁護人の主張は採用できない」と、一方的に切り捨てています。

このように「ハーベ事件」の前提から誤認した判決内容です。その上で、「事実」を誤った論告をなぞったうえで、裁判所は次のように推定して有罪としました。「その詳しい内容や時期、場所については、証拠を子細に検討しても明らかでないものの、被告人が直接あるいはアラブの協力組織を介するなどしてWら実行犯とハーベ事件に関して共謀を遂げていたと認められる」と。しかし、「被告人が、ハーベ事件当時において、グループ内における先達としての地位にあり、その中核的な立場にあつたことは認められるが、組織を統轄するリーダーとして、本件犯行を主導したとまで断ることはできない」として、検察側の軍事独裁的指導者像の重信の位置づけを退けました。そして、検察による無期求刑を減じて懲役二〇年の判決を下したのです。

検察側は、私が、もともとPFLPアブ・ハニと共に、七二七年以來活動してきていると一方的に決めつけて主張し、七二年リッダ闘争、七三年ドバイ闘争、ホンヤク作戦もアブ・ハニとあります。

重信の指示によつて行なわれて來たと断定しています。そのうえで「ハーベ事件」も当然重信の指示にもとづくものだと主張していました。

「ハーベ事件」直前にあつたホンヤク作戦は、パリ・オルリー空港で拘束されたYさんが所持していた手紙などから発覚し、多くの在欧の日本人が逮捕・尋問され、計画・調査段階で崩壊しました。このホンヤク作戦もPFLPと重信指示による「ハーベ事件」に連続した作戦と検察側は捉えて、私の有罪を主張していました。ところが、パリの押収品の手紙などを探しても、PFLPがホンヤク作戦を指示または関与を示す記述はまったくありません。それは当然です。PFLPは関連していかつたからです。もつとも開示されるべきパリY調書は今も開示されず、二〇〇〇年のY調書のみを利用しています。またアブ・ハニの手紙も開示されていません。検察はおそらくそのコピーを持っていたのでしょうか、自己に不利なためか結局開示しませんでした。

私は、ホンヤク作戦は日本人の作戦計画であり、PFLPは無関係であること、日本人が自立するための資金づくりの行動で、在欧の日本人のイニシアチブの下で、PFLP以外の組織との共同として進めてきたことをありのままに証言しました。PFLPはまったく関係していない作戦です。そして、ホンヤク作戦指揮を行なおうとしたYさんはすでにオルリー空港で逮捕されています。さらに手紙押収とフランス当局へのJさんの自供によつて在欧の日本人仲間の陣型は発覚し、壊滅的打撃を受けています。Y奪還闘争を行なう戦力も実力も日本人にはないのです。

Jさんはホンヤク作戦協力のために交渉していた武器の入手先のブラジル人についてもすでに供述してしまっています。さらに手紙で作戦要員の符牒で書かれた仲間の本名も明らかになっています。ドイツから国境線の反対側のスイスに入質をかくまうために協力してくれた老齢の著名な革命家の友人たちの名も供述してしまいました。人的にも時間的・物質的にも日本人が独自にハーベ作戦のような作戦を行なう条件はまったくありません。

パリ・オルリー空港で拘束されたYさんは、私の法廷でもそれ以前の長澤検事の取調べでも、自分はPFLPのレボとしてフランスに行つたと述べています。PFLPの糾放の政治交渉が成立しなかつた結果ハーベ作戦に至つたのです。「ハーベ事件」はPFLPの作戦で、日本人が指示に従つて、その作戦の主要部分である占拠部隊を担つたのです。日本人の役割は作戦の一部にすぎません。七三年のドバイ闘争や七四年のシンガポール・クウェート闘争のようになりPFLPの指揮下でこうした軍事作戦が行なわれたのです。私が口出ししたりできるものではないこと、また当時私はリビア対策でベイルートに不在なことを主張してきました。

これらに対しても、判決では事実誤認しました。その大きな点は、「ハーベ事件は、ホンヤク作戦に連続した日本人独自の作戦」と認定してしまったことです。検察側は証拠を隠しており、「ハーベ事件」が日本人独自の作戦とはいえないのを知つていました。PFLPの指示によることも知つていました。そのため、私をそのPFLP指揮者との共謀に加えるという作文の中で、

「ホンヤク作戦もPFLPと重信の共同指揮」と論述していました。PFLPと重信の指揮によるホンヤク作戦があり、その連続作戦としての「ハーベ事件」として描いてきました。もしホンヤク作戦が、「日本人独自の作戦」となると、「ハーベ事件共謀」は立証しにくいからです。

私は、事実証拠でもホンヤク作戦は「日本人の独自の作戦」であり、「ハーベ事件」とは断絶していること、「ハーベ事件」は、PFLPの作戦であると無罪主張していたのです。ところが、裁判所は、ホンヤク作戦は「日本人の独自の作戦」と認定し、そのうえで、検察の主張する二つの作戦の「連続性」の主張によりかかって、おそらくことに、「ハーベ事件」を「PFLP等の助力を得て、独自の行動として実行した」と、両方共日本人独自の作戦としてしまったのです。

第一審判決を下した村上博信裁判長は二〇〇一年以来審理されてきた六〇回の公判のうち、たった五二回目から裁判長として担当したのでした（六一回は検察論告求刑、六二回は弁護側最終意見陳述、六三回が判決）。また右陪席裁判官も重要な証人審理は青柳勤右陪席の時に行なわれました。そのあとに井上豊右陪席裁判官に替わっていました。残念ながら、内容も「大使館調査」が「大使館周辺調査」やケアレスミスの多い判決です。内容がよく理解されていないうことを示していました。

もし、第一審で、証拠が公正に開示されていれば、裁判所のそのような誤認は避けられたでしょう。

他にも裁判所は事実誤認をしています。当時KさんはPFLPの指示を丸岡さんを介して受け、予備要員としてバグダッドから

す。それは裁判所が私の判決文の中ではじめて「テロ」という検察が論告で用いた語を採用したことにも示されました。これまでこの「テロ」という語は、丸岡公判でもW公判第一審判決でも、決して裁判所側が使用してこなかつた定義の定かでない語です。これまでくり返し検察の論告では、政治用語の「テロリスト」「反テロ」「テロ集団」といった言葉が使われていました。にもかかわらず、裁判官の確然とした見識の一端を示すものとしてあつたことは、しかし私の第一審で初めて「テロ」という論告中のこの政治用語まで判決文に使用してしまいました。歴史に残る偏向を示す判決だったと言えるでしょう。「反テロ法」のない日本で、これまでの一線を越えて使われたこの用語が、国策捜査におもね、時の政治に左右される判決があやうさを実感させました。独立と公正を使命とする裁判所の置かれている現実の位置を知りました。

先述したようにW公判判決でも、また私の判決後に出されたN公判判決でも、「重信共謀」は認定されず、私の「共謀」は無罪となっています。七五年五月のK供述調書の有効性が認められなかつたからです（唯一私自身の判決が、「共謀」認定を前提にした判決でした）。W公判判決は、K供述調書の「ハーベ事件」等の総括会議における重信自身の発言内容は、伝聞証拠ないし再伝聞証拠にすぎず証拠価値を認めないとして、私の共謀認定をしませんでした。また同じく、私の判決のちのN公判判決は、長く私の法廷で右陪席裁判官であった青柳勤裁判官が転出し、公判内容を熟知したうえで、裁判長として判決を下しています。この判決でもK

スイ士に向かいました。Kさんは七五年の取調べ時それを隠し、検事作文の「Wに指示された」という調書に指印署名しました。Kさんは検察側証人として出廷した私の法廷で、PFLPの指示でスイ士に向かつたと証言しました。また弁護側証人として出廷した丸岡さんもPFLPの指示をKさんに伝えたと証言しました。その誤った「事実」が判決でも踏襲されたりしています。

また、Y調書の中で、長澤検事の無知から勝手に書かれたバズーカ砲を大使館占拠作戦の武器としようとしていたなど、非科学的文言までも判決文は論告をなぞつていて有様です（バズーカ砲は発射時に後方に火炎が噴射し、室内など狭い場所で発射すると、後方に噴射した火炎の跳ね返りを受け、発射者自身が被災するので、室内などでの武器としては不適であると証言していました）。

私は「主文 被告人を懲役二〇年に処する。……」を聞き、判決内容を聞きながら、こんな歌が怒りの中から零れました。

「判決は終りにあらず始まりとまづろわぬ意志ふつふつと湧く」

こうして、もつとも大切な第一審が、検察におもねた判決となつたことには、怒りとおどきが強くありました。

七五年K供述調書を検証もせず、「供述書は正しい」と検察の「正義」を前提に、先入観によつて事件が検討されていたからで提出）。

調書もY調書も再伝聞供述にあたるから、重信発言は共謀認定の実質証拠とすることはできないとして、重信共謀は認定していないません。

三 事実検証を怠った控訴審

①弁護団の努力とカルロス証言

二〇〇六年二月二三日の「懲役二〇年」の第一審東京地方裁判所判決に対し、「ハーベ事件」などの事実誤認に対し、三月六日、控訴しました。検察側も三月七日に、量刑不服として控訴しました。その後、〇六年一一月三〇日に、被告である私と弁護団は、「控訴趣意書」を提出しました（検察側も同日「控訴趣意書」を提出）。

二月二三日の第一審判決は国際ニュースで流れ、フランスの刑務所に終身刑で服役中のカルロスはこのニュースで、私の「ハーベ事件」判決を知りました。彼は、「ハーベ事件」と一切関わっていないことを知る人物です。カルロスは自分のフランス人弁護士を通して、在欧の日本人ジャーナリストを通して、私の弁護人に連絡してきたのです。私が二〇年の懲役有罪になつたことに対する驚いたのです。マリアンの「ハーベ事件」関与は事実無根の冤罪であり、自分は、マリアンのために無罪の証言を行ないたいとファックスで伝えてきたのでした。

第一審判決はPFLPのハーベ作戦を「日本人独自の作戦」と誤認し、そのうえに「その詳しい内容や時期、場所については、証拠を子細に検討しても明らかでないものの、被告人が直接ある

いはアラブの協力組織を介するなどしてWら実行犯とハーベ事件に閲して共謀を遂げていたと認められる」という有罪重刑を科しました。ひどい事実誤認を控訴審で正されねばと考えていました。

その時に、カルロス自ら、その誤りを海外から訴えてくれたのです。大変心強いことでした。加えて、七五年七月五日の毎日新聞のパリ特派員による記事を見つけることができました。そこには、「ハーベ事件」の背後にはカルロスが居て、指示しており、フランス当局は、カルロスの仲間のミッショエル・ムガルベルといふレバノン人の持物から当時「ハーベ事件」の実行部隊に支払った金の小切手帳の控えや会計報告などを押収していると書かれていました。これは、七五年六月、フランス当局に拘束されたミッショエル・ムガルベルがフランス当局者をカルロスの家に連れ行つた事件に関連した記事です。空港で拘束されたミッショエルは自分の身の潔白を示したくて、カルロスのもとに行つたのでしょうか。カルロスは仲間のミッショエルを「裏切り者」として即座に射殺し、また同行したフランスの警察官も殺して逃げおおせたのです。この射殺事件によつて、カルロスはフォーサイスの小説の主人公にならつて「ジャックカル」というニックネームで呼ばれるようになります。この事件の際の捜索で、「ハーベ事件」が、PFLPの作戦であることがわかつたという記事なのです。

この毎日新聞の記事も第一審で検察当局が隠していたことも判明しました。この記事を読んで、第一審で西谷検事が質問を行なつていたことが歴然としていました（第一審W公判で、西谷検事は「ロドリゲス」なる人物についてWさんに質問していました）。毎日新聞記事では、このロドリゲスが「ハーベ事件」の現場近くから事件の成り行きを見守

り、カルロスらに報告していた人物として捜査線上に浮かんでいたと述べているからです。第一審の時、私は西谷検事がなぜそのような質問をしたのかわかりませんでしたが、この記事によって検察側の質問の出所を知つたのです。

この記事もまたカルロスの証言も、「ハーベ事件」はPFLPの作戦であつたことを示すものです。
○六年九月、私の弁護人がフランスの刑務所にいるカルロスに会つて証言を得てきました。この時新たにまたわかつたのは、私的第一回公判前の二〇〇一年三月の時点で、検察側はすでにカルロスを、日仏司法協力の下で尋問し、参考人調書を取つていたことです。このカルロス証言は、「ハーベ事件」がPFLPの作戦であることを示すものです。ところが検察は、このカルロスの参考人調書を隠し、弁護側には知らされることもありませんでした。弁護人がカルロスに会つて初めて知つたのです。検察側は自ら描いた物語に不利な証拠として隠してきたのです。もしこれが、第一審で開示されていたら、第一審判決も、「日本人独自の作戦」という誤認判決は行なわなかつたでしょう。

こうした新しい証拠をそろえて、第一審の事実誤認を正すべく、私と弁護団は控訴趣意書を準備したわけです。

驚いたことに、検察側は第一審の主張、「ハーベ事件」はPFLPアラブ・ハニと重信の共同指揮論を引っ込みました。そして、第一審判決に乗つて、「日本人独自の作戦」論に乗り換えて主張しました。いわく「（一）被告人がハーベ事件を計画立案した首謀者である。第一に、ハーベ事件は、原判決が認定する」とおり、日本赤軍が、独自の作戦行動として実行したものであ

る」（検察「控訴趣意書」一四頁）こうして検察側は第一審判決の正しさを強調しながら、重信をさらに重刑に処すべきなのだという論理の控訴趣意書を出してきました。

②短く形式的な控訴審

こうして、〇七年四月一九日から、一〇二号法廷で、東京高等裁判所安廣文夫裁判長の下で控訴審がはじまりました。弁護側は、第一審以来隠していた二〇〇一年のカルロス参考人調書の開示を求めましたが、検察側は拒否しつづけました。

弁護側は、「ハーベ事件」は日本人による独自の作戦と認定した原判決を批判し、「ハーベ事件」は、PFLPのアウトサイドワーク部局の作戦であることを主張しました。高檢の検事は、弁護人の控訴は理由がないので、棄却すべしと主張ただけでした。内容も把握しておらず、内容に立ち入らないままの弁護側批判に終始しました。そして、弁護側が、二〇〇六年フランスでカルロスと会いカルロスから取つてきた陳述書の証拠採用を裁判所に求めると、検察側は不同意として拒否しました。

第二回公判（〇七年五月二九日）では、裁判長は弁護側のカルロス陳述書について、「原判決審査資料として採用し、裁判所の検討資料とする」として受取りました。そして、それとともになつて、高裁としては「異例」の被告人質問を許可しました。「ハーベ事件」がPFLPの作戦であること、カルロス陳述書を中心として、私は弁護人の質問に答えました。こうした動きに対抗して、検察側は、証拠調べの最終日の第三回公判（七月一〇日）寸前になつて、弁護側のカルロス陳述書に対

抗して、その価値を低めるために、〇一年三月二二日に得ていたカルロス参考人調書（第一審で参考人調査さえ隠し、控訴審第二回公判でも開示を拒否していた）を証拠申請してきました。この中でカルロスが、マリアンはリーダーだと述べており、「ハーベ事件」についても、「今では知つているだろう」と述べていることを、「ハーベ事件」当時に「知つていた」ように意図的か誤証して提出しました。カルロス参考人調書はフランス語で書かれており、検察側は日本語で「誤証」したまま提出したのです。当時から重信は「ハーベ事件」を知つていたような日本語の翻訳文となつてしましました。この検察側翻訳文への異議申し立ては、カルロスから再び訛語の誤りを訴える文書が裁判所に英文で提出されました。

③弁護側弁論

こうして、〇七年一〇月四日には、控訴審の結審法廷で、弁護側による弁論が行なわれました（検察側は行わなかつた）。弁論では、第一審が一切「事件」を時系列的に事実を検証しようとしたかったことを批判しました。そこで弁護人はPFLPの作戦であることを、事件の発生から終了に至るまでの具体的事實にそつて論証しました。そのうえで、カルロスやWらの証言のように、PFLP指揮の作戦であり、重信との共謀は、誰も否定しておらず、現実的に、重信とWら実行部隊との共謀は不可能であることを「事件」当時を再現して示しました。

第一章 ハーグ事件は無罪である

原判決は、「その詳しい内容や時期、場所については、証拠を子細に検討しても明らかではないものの」重信がWと直接あるいはPFLPを介して間接に共謀したと認定した。本件はY逮捕がベイルートの日本人に通報された八月七日をその発端とする、事件終了日までの九月一七日までの間、生成、発展し、具体化していったものである。しかも、再三指摘しているように、その間の八月一〇日ころから九月三一四日までは重信はレバノン国ベイルートからリビア共和国に出張しており、Wらは八月二〇日過ぎからオーストリアウィーン、そこから直ちに、スイス・ジュネーブ、そこに一週間から一〇日程いてスイス・チューリヒに移動し、更に一週間から一〇日後にオランダ国アムステルダムに移動している。これらは全て、本件指揮者であったカルロスの指示によっているのであり、Wらが自らの判断で移動することは許されていない。この間にあって、一体、いつどこで共謀があつたのか、可能な限り特定するべきであるのに、原判決は、その努力すら放棄し、余りにも漠然曖昧に認定している。

よって、本件の実質的審理最終審となる本弁論においては、原審証拠及び当審で採用された証拠から、これら全過程のどこの場所においても共謀が成立していないことを論証せざるを得ないのであるが、かように四〇日間以上にわたり、しかもレバノン（ベイルート）、イラク（バグダッド）、リビア（トリポリ）、オーストリア（ウィーン）、スイス（ジュネーブ、チューリヒ）、オランダ（アムステルダム、ハーグ）の六カ国、八都市のいずれの場所においても共謀が存在していないなどを課すものであつて、そのこと自体において違法であると言わざるとえない。

但し、本件においては、原審が無視したW、丸岡の詳細な供述が存し、加えて、本件の指示者であつたカルロスの陳述書を得たのであり、実行行為に至るまでの詳細な経緯は判明している。よつて、これをつぶさに検討し、このどの段階のどの場においても重信とWが共謀しうる余地のなかつたことを明らかにすることとする。

第一、カルロス、Wが重信との共謀を否認していること

1、W供述の内容と信用性

まず、WはY逮捕を知つてから実行に至るまでのどの段階にあつても、重信との直接の共謀があつたことを否認している。

これについては原審提出のWの公判廷での供述でも明らかであったが、W自身の東京地方裁判所における最終意見陳述でよりまとまつた形で明らかになつてている。（略）

2、カルロス供述の内容

更に、これに加え本件の現場指揮者であるカルロスが、日本での重信の審理のために〇六年九月二〇日当弁護人に供述

書（以下カルロス供述書という）を送付し、重信が本件に一切関与していないことを陳述している。

即ち、カルロスは、陳述書では以下の如く述べている。

「私たち國際ネットワークに対して作戦命令を下したり、準備命令を下すことのできたのは、アブハニ一人だけです。ですから、例え彼女自身が望んだとしても、ハーグ作戦にマリアンが関与するのは物質的に不可能でありました。更是、私たち域外作戦局指導部の中で、作戦が決行されつづけるということ、それがいつ、どこで実行されるのかを知りえる人は誰もいませんでした。そして、作戦当日の以前に、それを知りえる人は誰一人としていなかつたのです。何故なら、この作戦は、一日一と、最後の最後まで、疑問符の中で練り上げていったものだからです。

マリアンも、クラタ（註、作戦時のWさんのコードネーム）や彼の配下と接触することはできなかつたのです。何故なら、作戦実行部隊自身、西欧州を旅行して移動しながら、明日はどうの国にいるのか事前には分かつていなかつたからです。三名の日本人戦士は自覚の高い人達で、規律に満ちた人達でした。だから、彼らは、作戦の各段階でPFLPが発する指揮を一字一句忠実に守つたのです」

これは、検察が当審の最終段階に、弁護人提出のカルロス陳述書の証明力を強調するため提出された〇一年三月に牧野検察官によつて作成されたカルロス参考人供述書（以下、牧野作成カルロス供述調書という）においても、カルロスは重信と本件について一切連絡をとつたこともないと明言し、ま

た、重信がリーダーだったと供述しつつ、しかし「私に言わせるなら一つの組織の最高責任者に、西ヨーロッパでの作戦に何らかの役割を演じさせて危険を冒させるのは馬鹿げている」と述べ、具体的に関与していることを否定している。

因に、牧野作成カルロス供述調書では、カルロスは重信が組織のリーダーであつたが故に、作戦について「知つていた」かもしくは「情報を掌握していたはずだ」と供述されている。しかし、「知つていた」との供述は、先述したように、牧野検察官から「ハーグについてマリアンと話したことがあるか」との問い合わせに対し、「一切ないこと、電話でも一回もない」と答えた上で、ただずつと後になつて（これは九一年のことと思われるが）たまたま出会つた折りに多分話したかもしれないとの答えに続いて述べているのであり、話の流れで、その時は「おそらく知つているはずと思う」と述べているのである。

尚、このくだりにつき、検察はその翻訳を「よく知つていたはずだ」とあたかも事件の最中に知つていたはずだと翻訳し、これは意図的な誤訳であり、不當である。

更に「彼女は組織の最高責任者だったゆえにすべての情報を掌握していたはずだ」とのくだりについては、自ら経験したハーグ事件を踏まえたことではなく、一般論として想像しただけであり、しかも、この場合の情報の掌握とはカルロスが統けて述べているように、「組織の最高責任者に作戦に何らかの役割を演じさせて危険を冒させる」ものではなく、即ち、組織のトップに刑事責任が及び組織を壊滅させるような

危険をもたらすような、いわば共謀とみなされるようなもの

ではなく、トップであるが故に事後的にしか情報が入らないような仕組みを踏まえたものである。これはPFLPでさえ、例えアブハニの各作戦の一つ一つに、議長に責任が及ぶようなことがないようにしていることと同じである。これは軍事行動を担う部分をかかえた組織であれば共通している組織防衛上の原則であり、カルロスはこれを知っていたが故に〇一年牧野に聞かれたときには既に日本赤軍は成立していたと勘違いし、「情報は掌握」したとしても責任が及ぶような危険な情報であったはずがないと述べているのである。

要するに、カルロスは弁護人に対する供述書のみならず、検察に対する供述調書においても、重信が本件に関与していないことを述べているのである。

3、カルロス陳述書の信用性

カルロス陳述書には、ただ重信の関与を否定しているだけではなく、作戦がどのように成り立つていつたのかにつき、詳細に述べている。その具体的な事実について論じる前提として、当審において提出したカルロス陳述書の信用性について述べる。

カルロスが本件に関与していることはWの供述によつて明らかとなつてゐるが、これはWによつて初めて明らかにされたものではなく、既に七五年六月カルロスがミシェルと仮警官を射殺したときから判明していた。これは、ミシェルの自供並びにミシェルの所持品から判明していたものであり、

失敗したこと。

歐州のPFLP域外活動局（この呼称はアウトサイドワーク、又はアブハニ局と同義である）の代表のミシェル・ムガルベルが武器の提供に失敗したこと。その原因はミシェルはフランスに在住していたが、フランス国内の兵站部の同志たちが緊急事態に陥つて、やむなくとつたセキュリティ上の措置の結果だつたこと。それでPFLPは他の欧州の筋から急いで武器を調達しなければならなくなつたことと述べている。

ここでカルロスはできるだけ自分が何をしたかを具体的に語ることを避けながら、かつ可能な限り正確を期そうとしたと思われ、ミシェルが武器調達に失敗した後の他の欧州の筋からの調達はミシェルがしたとせずにPFLPがしたとしている。

その後、武器についてはそれがドイツの米軍基地からの盗難の武器からのものであることがWらの遺留品から判明したのであり、カルロスの言う他の筋はドイツの革命グループをうかがわせる（朝日新聞九月二十四日）。確かに武器についてはカルロス該陳述書においてそれに統く大使館調査を実名をあげて詳細に述べていることと比べるとあいまいである。その理由は、カルロスは銃については自ら隠したものがあったこと、即ち、銃一丁をねぐたことを再び問題にされることを避けたかったのではないかと思われる。それは牧野作成カルロス供述調書に、Wらが最終的にシリアに投降したことは「武器の問題よりも影響が大きかった」とさらりと述べていることにもうかがえる。

当審においては残念ながら、ミシェルが仮当局に供述したと思える供述書及び報道されている小切手帳、ノート類のミシェルの所持品を日本に存在しないという理由で証拠提出も、開示も受けることはできなかつたが、今回、弁護人が得た陳述書はそれらミシェルの所持品から類推しうる事実とも符合するものであり、極めて信用性の高いものである。以下、その内容から信用性が高いことを具体的に述べる。

1 当事者しか知りえない供述であること

該陳述書には、以下のごとく、いまだ事実として公にされていないか、もしくは自ら経験したものでなければ知りえない供述、さらに自己に不利益な供述を多く含んでいる。

ア、本件をPFLPアウトサイドワークの作戦であり、アウトサイドワークの責任者が自分たちに指令を送つてきたと認めていること。

本件がPFLPアウトサイドワークアブハニ局の作戦であることは、原審で当時アブハニ局に所属していたライラ証人によつても証言されたことであるが、カルロスは、自らアブハニ局に所属するものとして、「わがPFLPアウトサイドワークの責任者達は、私たちにペイロードから指令を送つてきました」と述べている。これは、私たちに指令を送つてきましたと、カルロス自らが本件にかかわったことを抽象的にではあれ認めたうえでPFLPの作戦であることを認めたものであるのだから、これ以上の信用性はない。

イ、武器の調達をミシェルがフランス国内でしようとして

要するにカルロスが武器のことをあいまいにしか語らないこともまた本陳述書の信用性を高めているのである。

ウ、大使館調査はドイツの協力組織がし、写真を含むファイルを作成したこと。

更に、大使館調査については、今までどこにも出たことのない事実である。しかも、新しく明らかにされた事実に加え、「写真や地図を含む詳細な作戦ファイルを作成した」との陳述は、Wがカルロスから写真二枚を受け取つたと供述していることとも符合する。カルロスはWが日本の法廷でこのようなことを供述していることを知らないのであるから、本件に写真を含む資料が存したことを知つているカルロスこそが、この作戦ファイルから写真を抜き取りWに渡したものであることを明らかにしたものである。

エ、実行部隊が作戦決行時刻に遅刻し、指揮官の指令なく突入したこと。

加えて、より重要なことは、本陳述書でカルロスはWらが本件当日遅刻し、攻撃に何とか間に合うぎりぎりの時間にフランス大使館の前に到着し、「その結果、部隊は、作戦がスタートした最初の日から欧州に陣取つたPFLPの作戦現場指揮官からの実行命令を受けることができないまま突入しました」と述べている。

これもまた、Wらが遅刻し、カルロスに会わないまま、迷いながら突入したことは、記録上明らかことであり、これとも符合する。カルロスはWらが日本の法廷で述べていることは知りえないのであるから、これを知つているのは現場で

オ、実行部隊がダマスカスに投降したことによつて日本人が独自組織創立に至つたと述べていること。

これについても今回重信が法廷で述べてはいるが、それでダマスカスへの投降と日本赤軍の創立を関連づけて説明されたことはなかつた。これを「歴史的に重要な意味がある」とし、しかも「シリア内に独立基地を作るようシリアがもちかけたことから、日本人ボランティアの大多数が集まつて独自組織創立に至り、それが日本赤軍になつたからです」と述べているのである。これはカルロスから見えた日本赤軍の創立の経緯であり、特にシリアが日本人にシリア内に独立基地を作ることを提案した、などということは、その真偽はともかくよほど事情に通じてゐるものでなければ知りえない供述なのであり、カルロスが自らの体験に基づいたことを真摯に語つてゐることの証左である。(以下略)

以上のように控訴審で、弁護団は検察が隠してきた新証拠を掘り起こしてきました。そのうえで、この弁論につづいて、ドキュメントふうにくわしく各地の同時刻に進行している各メンバーの行動を述べています。それによつて、重信が共謀など不可能であつたことを論証しています。「ハーグ事件はPFLPの作戦であること」を最大限示し、そこから無罪論証を行ない、また政治裁判を批判しています。

こうして、○七年一二月二〇日の第五回公判、一〇二号法廷

たち百余名が集まつて無罪を求める連帯と支援の集会が持たれていました)。

まず、「主文 本件各控訴を棄却する」という言葉が、不明瞭な裁判長の声で宣言されました。「ナンセンス!」と、すかさず傍聴席から声がかかり、安廣裁判長は「退場!」と指示し、開廷から混乱がありました。

控訴棄却の判決文は、門前払いであり、内容に踏み込んだ「弁論」の検証はされませんでした。

こうして「ハーグ事件」はPFLPの作戦ではなく、日本人独自の作戦という第一審の事実認定のうえでの判決が踏襲されてしまいました。

「カルロス陳述書などのような新しい事実は、『原判決審査資料』などと採用しても、形式的にほしがるだけで、内容は門前払いの安廣裁判長」と、事情通が評する通りの裁判官で、内容は正されずに控訴審は終りました。

四 上告

ただちに○八年一月二日、私は弁護団と上告をしました。

このたびは検察側は上告を行ないませんでした。控訴審では刑の減刑が行なわれるのを防ぐ目的で、検察は控訴していましました。上告では、検察に不利に審理されることはないという判断でしょう。

私と弁護団は、○八年六月三〇日に、「上告趣意書」を提出しました。

上告趣意書の要旨は次のような内容です。

一 上告理由

私は、逮捕監禁、殺人未遂、有印私文書偽造、同行使、旅券不実記載、旅券法違反事件の被告人として、二〇〇七年一二月二〇日、東京高等裁判所において控訴棄却の判決を受けました。

私は、一九七〇年代、PFLP指揮下のまだ日本赤軍成立以前のハーグ事件などに関して一貫して私の関与を否定していました。

ところが、第一審検察側論告の描いた物語のままに東京高等裁判所から有罪判決を受けて、今日に至つています。この判決に抗議し、上告します。

1、この判決は憲法第三一条に違反しています

この判決は、憲法第三一条に保障されているデュープロセスの権利及び憲法第三七条「刑事被告人の権利」である公平な裁判を受ける権利に著しく反しています。

第一に、検察官は証拠を隠し、また裁判所も証拠開示命令を出しませんでした。これによつてハーグ事件がPFLPの作戦であることを立証できる重要な証拠は隠されつづけました。また三〇年も前のことを私も思い出しきれず、証人への反対尋問も充分にすることができませんでした。これは、刑事被告人の重要な権利である反対尋問権も奪っています。

第二に、証拠裁判主義(刑事訴訟法第三一七条「事実の認定は証拠による」)に反し、「疑わしい」という偏見のもとで拡大解

釈し、推認を重ねて、有罪としました。「疑わしきは被告人の利益に」を逸脱した恣意的な判決です。

第三に、事件の国際性が隠蔽されていることです。その結果、当事国であったフランスやオランダが公訴もしていないハーグ事件に対して、国際環境を無視した判決に至つたことです。事件は、パレスチナ解放闘争の国際的条件の中で、起きたものだからこそ、フランスやオランダは政治的事件として免訴していたのです。それをあたかも日本の一隅で起つた事件のごとく想像と推定で裁くことで、重大な事実誤認の上に重刑を科しました。国際的視野に立つて裁くことを当初より訴えてきた被告人の正当な要求と権利が無視されています。

第四に、ハーグ事件など七四年の事件は、二六年後の公訴提起であり、これは刑事訴訟法第二五〇条によつて一五年の公訴時効期間を経ており、歴史的に免訴されるべき事件であります。刑事訴訟法第二五五条にもとづいた時効停止は、歴史的条件、国際的条件を無視して適用されできました。加えて、時効停止期間の無制限な長期化は、公訴時効制度に反しています。時効の根拠は、国家の訴追の側にあるばかりか、被告人の利益の観点からも考慮されるべきです。検察側による証拠隠しの上に、フランス、オランダの証拠が明らかにされず、しかも三〇年以上前の事件です。時効の適用されるべき事件を、現在の政治的傾向で裁くことによつて、著しく不当な判決結果をもたらしました。

下にある平等な裁きを妨げています。

2、この判決は憲法第七六条三項に違反しています
憲法第七六条三項は、「すべて裁判官はその良心に従い、
独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束さ
れる」と規定し、刑法第三一七条は、「事実の認定は、証
拠による」と規定しています。これは刑事法の中核的規定
です。また、「疑わしきは罰せず In dubio pro Re」 というの
は、ローマ法以来の大原則です。原判決は、それに違反して
います。

私は、実行行為に参加していません。それなのに起訴されたのは、いわゆる共謀共同正犯説によつたものと思われます。しかし、私は「共謀」などしてはおりません。從来の判例も「共謀」は共謀共同正犯における「罪となるべき事実」であるから、これを認めるには厳格な證明によらなければならぬ」（最大判 昭和三三・五・二八刑集二二・八・一七一八「練馬事件」と判示しています。原判決は、検察側論告を受け入れ、「証拠」によらず、共謀できる可能性があったという「疑い」によって有罪としたものであつて、刑法の規定にも、刑事法の大原則にも明らかに違反し、それによつて憲法第七六条三項に違反しています。

3、この判決は憲法第一四条に違反しています

この判決は、憲法第一四条「法の下の平等」（すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地に

より、政治的又は社会的関係において差別されない）に反し、「日本赤軍のリーダーであった」とことによつて、事実の具体的な検証によらず、著しい重刑が科されました。このことは国際人権規約にも、日本国憲法にも違反した判決であり、法の下の平等によつて、証拠にもとづいた裁判審理を再び求めます。

4、この判決には重大な事実誤認があります
上告を決意した控訴棄却判決は、二〇〇六年二月二三日の東京地方裁判所の一審判決に由来しています。この一審の懲役二〇年の判決は事実誤認にもとづいていました。検察は、私を「軍事首謀者」に仕立て上げ、ハーグ事件の「共謀共同正犯」とし、逮捕監禁罪に加えて、殺人未遂罪までも適用することによつて重刑を求刑しました。第一審は、その検察の物語の枠の中で、判決を下しました。「共謀共同正犯」の名で、あまりに法に反した不當な恣意的な政治判決を受けたために、直ちに控訴してきたのです。

一審判決は、ハーグ事件の「共謀」としながら、その詳しい内容や、時期、場所について、証拠を仔細に検討しても明らかではないと述べていました。つまりいつ共謀したのか不明であり、場所も不明であるとしながら、実行犯と「直接あるいはアラブの協力組織を介するなどして」「共謀」が成立していると推認しました。「共謀」など存在していません。存在しなかつた「共謀」を証明することができなかつたのです。日本の街のどこかのような想定の推認には無理があります。海外の生活、政治条件が考査もされずに、しかも、

歴史的な三〇年以前の連絡方法一つも、電話すら直通のない時代です。こうした条件も考査されずに、机上の偏見によつて共謀が成立していると推認しました。「何らかの共同謀議があつた筈」という偏見にもとづいて、K調書、G調書を解釈し、推認に推認を重ねて、有罪判決がなされたのです。

この一审判決のハーグ事件に対する事実誤認に対して、事実の再検証を求めて控訴してきました。第一に、ハーグ作戦がPFLP指揮下の作戦であり、一审が誤認したような日本人独自の作戦ではないこと、第二に、翻訳作戦の立案主体とハーグ作戦の主体はまったく違つてゐること、第三に、当時の日本赤軍以前のアラブ赤軍時代は、PFLPの指揮下にあり、私が軍事的指導の位置になどいなかつたこと、第四に、ハーグ事件の前もその間中も私は一切ハーグ事件に関与していないし、できなかつたこと、共謀など存在もまた成立しないこと、第五に、すべての有罪の根拠をなしてゐる七五年K調書は矛盾しており、信用性も根拠もないことなどを詳細に事実によつて示しました。

ところが、控訴審判決は一番よりもひどい偏見と断定によつて事実を無視し、一审判決を補強して、控訴を棄却しました。いつどこで誰と私が共謀したのでしょうか。控訴審判決では、証拠理由すらあげず、唐突に「Nに指示した」などまで創り上げて、一审に輪をかけて「こうに違ひない」と推認を加え、「謀議」の存在を断定しました。
これは憲法によつて保証されている刑事被告人の公平な裁判の権利を奪つた判決であり、上告せざるを得ません。

なぜなら、控訴審においては、「疑わしきは罰するもの」として、「証拠」が恣意的に選ばれてきたからです。矛盾したいくつかの事実のうち、有罪のためのものだけを摘みとつて、偏見に満ちた有罪認定を行つています。とうてい承服することができません。

この「疑わしきは有罪に」と、推認を重ねた末の有罪は、第一審、第二審とも、検察側論告に沿つて、私が日本赤軍のリーダーであったという偏見によつてなされていいます。法の厳密な適用を退け、「疑わしきは被告人の利益に」の精神にも反した法の不平等な適用を告発します。

5、当時の実情、国際的歴史的条件が無視されています
当時の実情、国際的歴史的条件を無視し、「はじめに有罪ありき」の検察に追随した判決です。第一審第一回より訴えてきたことは、当時の実情、歴史、国際的条件によつて、裁かれる用意があるということです。

それは、私自身、ハーグ事件の公訴に対しても、何ら恥じることなく無罪を確信するが故でした。
それは、第一に、当時の現実を理解してもらわなければわかることでした。当時の実態から言えば、日本赤軍という組織はできつたら、当然私が日本赤軍のリーダーの位置にも在りませんでした。謀議は存在しません。PFLPの指揮のもとにあって、ボランティアとして、それぞれの部署で闘つていた時代だからです。

第二に、刑法三条国外犯として訴追されたハーグ事件そ

のものについてです。当時の国際関係にあっては、パレスチナ解放の闘いは、当時、武装闘争やゲリラ戦であつても訴追されたり、また逮捕されたりする性格のものではありますでした。あのミュンヘンオリンピック襲撃事件ですら逮捕状や手配もまったくありませんでした。イスラエルが暗殺や爆撃報復をくり返しただけです。ハーグ事件に対しても、PFLPも、カルロスも、日本人実行部隊も、当時の当事国、フランスからもオランダからも訴追されておりません。「国外犯」という立法時の想定と、私の事件はまったくかけ離れた政治的なパレスチナ解放闘争の中の闘いであり、裁くこと自体に公正さを欠いています。

第三に、事件の歴史的時間の推移です。「国外犯」という規定によつて、また、刑事訴訟法二五五条の時効停止によつて訴追されています。しかし、刑事訴訟法二五五条は、一九四七年の新法に変わる占領軍時代、旧刑法にあつた「時効中断」の廃止に伴い、「停止」を残したと言われています。その際の停止期間が示されぬままにある不備は、多くの識者の指摘する所です。「時効停止」の長期化は、「公訴時効」の法の精神と矛盾する結果を生み出します。私の「時効停止」による不当な公訴は、まさにこのことを示しています。すでに、一九七四年のハーグ事件は、時効によつて免訴されてしまつたべき時間を経てきました。国際的歴史的条件は激しく変化しました。事件当時の一九七四年と現在はかけ離れています。しかも、事件の当事国、当事者の一部でしかない証拠資料にもとづいて裁くことは、法と正義に反する

た。また、二〇〇一年第一審、第一回公判の四月二三日からもすでに七年を経ています。
逮捕以来、不當に長期の接見禁止の厳しい条件の中で、公判が進行してきました。「接見禁止の全面解除」が、第二審の判決後の二〇〇七年一二月二六日だったことも、この公判が政治的意図のもとに進んできたことを如実に示したのではないかでしょうか。
証拠調べ公判も終わり、何ら証拠隠滅の根拠も理由もないままに、第一審判決後も、さらには第二審判決後に至るまでも検察の意向によつて「接見禁止」がつづきました。東京地方裁判所も、東京高等裁判所も、検察の意向に沿つて接見禁止の追認をくり返してきました。外部交通権を奪い、私が無罪を広く人々に訴える条件を奪い、人々と交流することそのものを恐れ、妨害してきたとしか思えません。(略)

- 2、証拠として捏造自供調書が偏重されました(略)
- 3、被告人に有利な証拠は隠されてきました(略)
- 4、控訴審においても公平な裁判は望めませんでした(略)
- 5、控訴棄却の内容は誤りによっています(略)

6、不当な重刑判決に対し上告します
控訴審は、N証人、カルロス証人らの出廷申請却下の上で、被告弁護側の主張を退けて、第一審判決を支持し、控訴棄却を下しました。(略)

ばかりか無理があります。公訴時効停止が被告人の不利益にのみ帰され、しかも当時の国際的歴史的条件は、その証拠の全般が明らかにされぬままに裁かれたのは、不当と言ふ他ありません。国際的条件、歴史的条件、当時の実情にもとづいた事実は、第一審、第二審共、無視され欠落したままです。
加えて、検察当局は国際的、歴史的条件を切り捨てて、日本人の問題に切り縮め、PFLPを無視し、私を「軍事指揮者」として描き、指揮し、指示し、共謀した物語に仕立てました。外国で起つた事件、パレスチナ解放闘争の闘いという点は排除されています。価値観の違う場所的時間的条件を無視し、日本の生活習慣からくる想像で推認し、有罪としています。時間的にも解放闘争にまさに正義溢れていた当時の歴史的な時点に返らず、現政権の政治に沿つた基準によつて、一方的な有罪としました。こうした「はじめに有罪ありき」の検察のやり方におおむね裁判所は追随してしまいました。かつての日本赤軍の闘いに対する国家の政治的報復として重罪を科しています。上告審において、国際的歴史的条件を考察し、法の厳密な適用によってハーグ事件の無罪を再び求めます。

二 私は日本赤軍のリーダーであったことで、不當に政治的に裁かれました

1、政治裁判に終始しました

二〇〇〇年一月八日逮捕から、すでに七年半を過ぎまし

東京地方裁判所の二つの法廷において、私のハーグ事件「共謀」の事実を認定していないのです。このハーグ事件「共謀」は、検察が七五年時点では国際手配をする目的で、現時点においては私を「首謀者」とする論理において恣意的に創り上げてきたものです。私は日本赤軍のリーダーであつたという事実に対しても、不当な政治的な重刑を受けました。七四年当時は、いまだ日本赤軍は独自に存在もせず、また私は軍事リーダーでもありませんでした。

ハーグ事件など、七四年の事件に私は関与しておりません。ハーグ事件の実行にも参加していない私に重刑を科すために、私を「軍事指導者」としました。また「殺人未遂」を付け加える「共謀」によつて、不当な重刑判決を下しました。決して公平に裁かれておらず、法の下での平等ではなく、有罪を決めるための裁判というのが実情でした。政治的に裁かれてきたのです。

主に以上のように上告によつて訴えました。
最高裁上告は、通常公判はなく、判決の日時の事前の知らせもないことです。判決文は、一方的に被告人と弁護人に文書で通知されるものだそうです。

今私は最高裁判所の判決を待つてゐるところです。裁判所の「公正」はどのような判決を下すでしょうか。